
平成29年 第3回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成29年6月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年6月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩田 典弘君 書記 田村 誠君

書記 杉 谷 元 宏君
 書記 小 林 公 葉君
 書記 室 貴 之君
 書記 田 中 優 美君
 書記 中 前 元 希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	総務課長	唯 清 視君
総務課課長補佐	藤 原 宰君	企画監	中 田 達 彦君
企画政策課長	大 塚 壮君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊 藤 真君	町民生活課長	山 根 修 子君
子育て支援課長	仲 田 磨理子君	教育次長	板 持 照 明君
総務・学校教育課長	見 世 直 樹君	病院事務部長	中 前 三紀夫君
健康福祉課長	糸 田 由 起君	福祉事務所長	岡 田 光 政君
建設課長	田 子 勝 利君	産業課長	芝 田 卓 巳君
監査委員	仲 田 和 男君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、荊尾芳之君、3 番、滝山克己君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、6番、三鴨義文君の質問を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） おはようございます。議席6番、三鴨でございます。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

通告しておりましたとおり、2点について御質問いたします。

まず1点目は、水道事業会計の現状についてであります。

本年3月議会では、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正が提案され、本会議で採決で賛成7、反対6で可決となりました。内容は、西伯地区の料金を会見地区の低い料金に統一する。また、3年後の平成31年度には目標料金の約半分まで値上げすることが決まったところであります。

しかし、私の承知するところでは、水道事業会計の経営状況はとても安定経営とはほど遠い、破綻状態に近い、厳しい現状であると認識しています。確かに同一サービス、同一料金とする負担の公平性は目指すところであり、公共料金審議会の答申も尊重するものではありませんが、水道事業会計の現状を伺い、今後、将来どのような運営を想定され、安定経営を図っていくお考えか伺います。

1点には、合併以来、料金統一に向けての施策と改定の推移について伺います。

2点、運用資金、これは現金、預金等ですが、10年前と現在、平成27年度決算までの推移について、どう変化してきたのか伺いたいと思います。なお、通告では10年と、10年前といたしましたけれども、わかる範囲で、わかりやすいところから現在までの経緯、推移が御答弁いただきたいと思います。

3番、内部留保資金の10年前と現在、平成27年度決算までの推移について伺います。この10年前というのも、先ほど申し上げましたように、わかりやすいところから御答弁いただければと思います。

4番、これからの水道施設及び管路の更新計画について伺います。

5番、健全な経営のために目標とする水道料金の金額は幾らとお考えでしょうか。

6番、今後、一般会計から幾らぐらいの繰り入れが必要と想定されているのでしょうか。

7番、いつまでも一般会計の繰り入れに依存せず、もっと早く目標料金に改定して経営改善を図る考えはないか伺います。

次に、2番目の質問であります。集落営農の推進についてであります。

先般、5月29日、町長があいみ手間山地域振興協議会の評議会に来られまして、5つのお願いに来ましたと話されました。農業委員の推薦について、地域円卓会議の実施について、納税組合の廃止について、集落公民館の活用について、役場機構改革について、この5つのテーマで話されました中で、農地を守るために集落営農を進めてまいりますとありました。間違いなくこのまま何もしなければ、農地も荒廃し、農業も衰退の道をたどるものと危惧するところです。今後の集落営農の進め方や構想について伺います。

1、町が想定されている集落営農とはどのような形態をお考えか伺います。

2、推進のための説明や周知、町のかかわり方について伺います。

3、農家の所得向上や就業意欲を向上する施策の検討はなされているのでしょうか。

4、農業従事者の高齢化に伴い、農業施設の維持管理が困難になってきている現状についてどうお考えでしょうか。

以上について壇上からの質問といたします。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。それでは、きょうから始まります一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、三鴨議員から2点にわたり御質問いただきましたので、順次御説明いたしたいと思えます。

まず、水道事業会計の現状についての御質問でございます。詳細7点にわたりお答えしてまいります。

まず最初に、合併以降、料金統一に向けての施策と改定の推移についての御質問にお答えいたします。料金改定に係る住民説明会や議会全員協議会でその都度御案内しておりますが、改めて御説明を申し上げます。

平成16年の町村合併時、南部町の水道料金は西伯地区と会見地区、上水道と簡易水道というように、地区や事業の形態によって4種類の料金表が運用されておりました。平成23年度は、それまで異なっていた会見地区と西伯地区の料金を、賦課の方法を統一するため、西伯地区で運用されていた基本水量制を全町に導入いたしました。ちなみに、合併からこの間、水道事業では、地区によっては脆弱性が明らかになっていた配水や水源能力を強化するため、諸木から東西町へ

の送水管の布設や田住配水池の造設など施設整備が行われており、こういった施設整備に伴う財政需要に応じて財政収支の構造を改善するためにも料金改定が必要になっていました。

平成26年度、前回の料金改定の際に、既に予定していた簡易水道と上水道の料金統合を行い、最も大きかった料金の格差を解消いたしました。加えて、西伯地区と会見地区の基本料金を改定することで基本料金の格差を縮小するとともに、簡易水道の上水道への料金統一に伴う料金収入の減収を補いました。

平成29年度の料金改定については、3月の定例議会で御案内のとおりですが、料金統一を最優先に実現するために、西伯地区の一般用の料金表を比較的低位な会見地区の料金表に統一することになっており、今年度、7月の水道料金から適用されます。

運用資金についての御紹介でございますが、年度末における現金・預金残高に当該年度中に生じている支払い義務や収入の見込みを加味したものとして御案内したいと思います。比較の対象は、水道事業を会計統合しました平成20年度と平成27年度の決算の数字とさせていただきます。

まず、平成20年度末の運用資金は6,515万2,478円、続いて平成27年度末の運用資金は3,956万1,122円です。この間、会計制度の見直しもありましたので財務諸表上での単純比較はできませんが、8年間でおおむね2,500万円、1年当たり平均320万円程度の現金が減少している状況です。

内部留保についての御質問がありました。内部留保資金は、当年度純利益から減価償却費等の現金を伴わない収入及び支出の額を加減した上で、資本的収支不足額を差し引くことで算出されます。これも先ほどと同様に、会計が統合された平成20年度と直近の平成27年度の数値を確認します。平成20年度はマイナスの421万5,808円、直近の平成27年度は385万2,122円となっております。単年度の留保資金は修繕費等の経常収支や企業債の償還規模によって大きく変動しますので、平成27年度は資金が留保されましたが、逆にその前年度である平成26年度には約700万円の資金を消失しています。平成28年度末は約800万円となる見込みでございます。

初めに、耐用年数を超えた施設で特に改修が必要なものとして、城山配水池及び関連する水道管、滝山水源及び滝山水源の整備時に布設されました水道管、これは会見地区の広範囲に布設されておるものがございます、朝金水源、上野水源、東西町及び円山に布設されています水道管等がございます。このほかにも耐用年数を超過した水道施設が町内に広く分布しています。これら老朽施設の更新、長寿命化は事業の喫緊の課題でございます。一時に全ての施設を改善すること

はできません。耐用年数から老朽度合いを推し量り、施設の破損の頻度も考慮しながら年次的に更新工事を実施したいと考えています。当面、とりわけ老朽化が著しい東西町と円山の水道管について、平成30年度以降、年次的に布設がえを行いたいと考えております。その他の施設についても、更新計画を策定の上、順次更新していく予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

5点目に、健全な経営のために目標とする水道料金はという御質問でございます。

水道料金は、水道法施行規則により営業費用、支払い利息、資金維持費等を賄い得る水準でなければならぬことは御案内のとおりでございます。したがって、南部町の水道においても、事業に係る費用を賄い得る収入を確保するために料金水準を設定しなければなりません。今年度、料金統一のために減収を見込んだ料金改定を行います。適正な料金水準を実現するために、平成32年度にはその後の料金改定を見据えた段階的な料金改定を行います。なお、平成28年度に行われた水道料金に係る公共料金審議会では、平成32年度以降の見通しとして、平成35年度の料金を、一月に20トン当たりの水量を使用する御家庭で約3,000円の料金と仮定しています。これは先ほど御案内いたしましたような老朽施設の更新需要に応じた減価償却費の計上、あるいは人口減少に伴う収入の減少を考慮し、現時点で導き出された水準でございます。今後、人口の推移や老朽施設の更新に伴う経常収支の変動、そして平成32年度の料金改定が及ぼす財政への影響を考慮し、適正な料金水準を見きわめていかなければならないと考えておりますので、御理解ください。

6点目、今後、一般会計から幾らぐらいの繰り入れが必要と想定されているかについてお答えいたします。

公共料金審議会の答申に係る住民説明会や3月の定例議会における説明で御案内のとおりですが、料金改定に伴う不足額は、平成29年度から平成31年度の3カ年度で1億1,522万8,000円、平成32年度から平成34年度までで5,784万3,000円と試算しています。しかしながら、先ほど申しあげましたように、平成32年度以降につきましては人口の推移に伴う料金収入の変動や施設の更新に伴う経常収支の変動など、事業を取り巻く情勢を見きわめ、検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後、7点目でございます。いつまでも一般会計繰り入れに依存せず、もっと早く目標料金に改定して経営改善を図る考えはないかという御質問でございました。

地方公営企業は、原則として繰り入れに頼らずに独立採算で事業を運営していかなければならないのは議員がおっしゃるとおりでございます。また、水道料金に係る合併以降に行われた議会

や公共料金審議会において、たびたびその態度で臨んでまいりました。しかしながら、独立採算の基本方針に基づき財政収支を改善し、なおかつ料金統一を展望できるような料金改定を行わなかったことは、過去の経験から皆さんも同様に御確認いただいているものと思います。3月の定例議会では、こういったことから料金統一が最優先であるということを御説明し、次の料金改定を具体的に提案し、御承認いただきました。既に条例が施行され、広報により広く町民の皆さんに御案内しており、必要な予算も執行されている状況でございます。まずは今後3年間の経常収支の状況を注視した上で、平成32年度以降の料金水準を展望していくことが重要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、集落営農の推進について御質問いただきました。

町が想定し得る集落営農とはどのような形態かということでございますが、集落のような地縁団体を単位として、農業の生産過程の一部または全てを共同で行い、いわゆる機械作業ではない、資材の購入から生産物の出荷、販売、経理まで一元管理する組織のことを指しております。この団体は単一の集落でなくてもよく、地域性を考慮したつながりの深い複数の集落で実践されることも可能でございます。町ではさらにその先の法人設立についても検討していただくよう相談に乗っております。

この集落営農組織のメリットとして期待できる項目は、農作業の共同化や機械の共同利用によるコスト削減、新技術導入や経営管理の徹底によるコスト削減、経営の多角化や複合化及び6次産業化による収益の向上、地域社会の維持・発展に貢献できるなど、さまざまなものがございます。近い将来の集落や地域の姿を皆さんで話し合い、非農家も含めた方々にも参画いただきながら、農業が作り出している豊かな田園風景を次世代につなげていくことが重要であると考えます。

次に、推進のための説明や周知について町のかかわり方はとの御質問でございますが、今までも集落営農設立や検討段階における相談、説明会を地域からの要望に応じて行っており、実行組合を通じて人・農地問題に係る説明パンフレットなどの配付をお願いしているところでございます。このたび各地域振興協議会の評議会の場で円卓会議を提案させてもらったところであり、これにより皆さんがどんなことにお困りか、それに対して行政として何ができるのか、今後の政策に反映することを考えております。

また、本年度は農家の皆様を対象に、今後の営農活動や農地の維持、貸し借りなどについてアンケート調査を行います。その結果は人・農地プランに反映させ、集落にお返しする予定ですので、地域での話し合いに活用いただければと考えています。

また、法人化、集落営農の組織化が進むに従い、地域の中心的担い手による情報交換を行う場を設置し、農地の集積や販路、販売方法の共同化などを話し合える協議会のようなものの設置を検討し、収益等の向上につながる実効性の確保を図りたいと思います。

次に、農家の所得向上や就業意欲を向上する施策の検討はされているのかとの御質問ですが、施策の例として、6次産業化に向けた支援や新規作物の試験栽培など、収益を向上させる取り組みについて助成制度を設けております。また、昨年度から鳥取大学農学部と連携し、米の食味向上に関する調査研究を行っており、中期的、おおむね5年と考えておりますが、土壌、水質、栽培記録、食味などを継続的に調査し、食味向上に向けた栽培方法の確立に向け、現在65のサンプル圃場でデータを収集しております。この取り組みにより、南部町で生産される米について、特別栽培米の称号を取得したり、ブランド化により所得向上に少しでも貢献できるよう研究を進めてまいりたいと考えています。

次に、農業従事者の高齢化に伴い、農業施設の維持管理が困難になってきている現状についてどう考えるのかとの御質問でございます。

これは、最初の質問にも関係する問題ではありますが、地域農業を考える上で最も危惧される問題でもあり、その解決策の一つとして、集落営農を初めとする集団での営農活動を推奨しているところでもあります。

営農施設の維持管理については、日本型直接支払い制度を有効に利用していただくようお願いしております。現在、町内では、中山間地域等直接支払いの対象集落が43集落、うち34集落、290.2ヘクタールで実施され、実施率は77.3%でございます。もう一方、多面的機能支払いにおいては対象集落が70集落あり、そのうち39集落の656.1ヘクタール、実施率は54.3%となっています。どちらの制度も活用されていない集落が22集落あり、平成29年度に2集落がいずれかの制度を活用される予定になっています。制度を活用されていない集落におかれましては、集落内の合意が困難、高齢化、後継者不足により単一集落での実施が困難などの理由があるようです。町としましては、制度の活用をしていただくため、広域協定を初め、実施に向けて理解を図っていくことを目標にしております。このように、交付金の利用を基本としつつ、前段で申しました集落営農や法人化など、担い手の育成を図りつつ、今ある資源を最大限利用することで南部町の農業、農地を次世代につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 三嶋義文君の再質問を許します。

三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 御答弁ありがとうございました。じゃあ、最初の水道事業会計のほうからお話を聞かせていただきたいと思います。

この上水道の給水条例の改定につきましては、さきの3月議会で、本会議の中で全議員が意見を述べられて、採決されて可決となったものでありまして、こういう全議員が意見を述べるというのは、本会議の中で述べるというのは、どうも初めてのことだったそうですけれども、それぐらい、議員も重要な案件だったというふうに思っております。

また、一般質問の中では、白川議員が水道の水の重要性、また安定経営、健全経営についても一般質問の中で訴えられました。私も、人口の多い西伯地区の値上げをしてまで、本当に料金統一を図ることが最優先なのかと、また、収入減となったところの穴埋めを一般財源の基金で繰り入れる、そういったやり方がどうなのか、本当に合理的なのか、また、その後の毎年の赤字をどうしていくのか、ずっと繰り入れをしていくのか、私はそうした疑念を持って、料金統一と健全経営、どちらも大事なことなので悩みましたけれども、やっぱり安全で安心な水を供給する、安定した供給をする、そういうことが一番ではないかと、健全経営のためには値下げをするべきではないんじゃないかとの立場で、白川議員と長束議員とともに反対の意思を表明しましたが可決となりました。今さらその可決になったことについてどうこう言うことはありませんけれども、やっぱり水道事業会計の実態を町民の皆さん、しっかり知っていただいて、本当に値下げして、安い料金で経営が今後はどうなのかということをしっかり考えていただきたいというふうに思いまして、今回、質問させてもらっております。

1点目の先ほどの答弁にもありましたけれども、料金統一に向けていろんな施策や条件整備がなされてきております。20年度の会計統合、それから諸木からニュータウンへの管路の新設、上野から馬佐良、落合への管路の新設など、7億5,000万程度かかっているというふうに聞いておりますけれども、水に対する不安はかなりこれで解消されて、会見、西伯の条件というのは整ってきたんじゃないかと思っております。

もちろん水の大切さというのは私が言うまでもなく皆さん御承知のとおりで、西部地震のときにも大変苦労がありましたし、水量の少ない西伯地区では平常時でも頻繁に断水が起きるような、そういう状況でしたけれども、こうした条件整備の中で旧町意識の解消も含めて料金統一のための整備がされてきました。そうした整備の後に、特に西伯地区では断水もなくなって水質もよくなり、喜んでいるとの声を聞いていましたので、値下げをしてほしいとの声はなかったと思いますが、最終的には西伯地区の値下げという方法で料金統一の課題が解決されました。

ちょっとしつこくなりましたけれども、どうしても心の底に、値下げしなくてもよかったのでは、待っていただければ追いつくのにとというような気持ちがあったもんでして、こういう言い方になりましたけれども、そこの辺が安定経営のための思いが強いというところで、させてもらいましたので、質問に戻ります。

運用資金としての現金、預金、内部留保の話を、推移を聞かせていただきました。先ほどの平成20年からでしたですか、比較しまして、やっぱり厳しくなっているのは間違いない状況だと思っています。その原因は、収入減もあります、その原因は人口の減少もあるかと思えますけれども、そうした内部留保や現金、預金、そういうものが減ってきている原因は、人口減以外に何かあるとお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何に原因があるのかということにお答えする前に、なぜこうやって水道料金の統一にこのような手法をとったのかということ、もう一度、私の考えを申し上げたいと思います。

私は、南部町の町長として昨年10月にこの場に立たせていただきました。したがって、これから将来にわたって南部町の水道をどう守っていくのか、人口が将来8,000人になると予想されるこの推定の中で、今あるこのライフラインをどう次世代にもきちんとつないで、蛇口をひねればおいしい水が出る、そういう環境をこの地域に残していくのが一番の課題だろうと思っています。その手法として、今、2つの町が合併して13年。会見地区を上げるのか、それとも低位に合わせて一緒に上げるのか、この中で非常に迷ったわけでございます。前坂本町長も大変悩まれたと思います。経営だとか、単純にお金のことだけを言えば、会見地区の皆さんに御無理を申し上げ、値上げをして高位に合わせて、先ほど言いました、キャッシュが年間三百数十万落ちる、これは解消されるかもしれませんが、しかし、果たしてそれで、合併後13年といえども、まだ13年でございます。私も町内いろいろなところで皆さんの御意見を聞けば、やはりいろいろな感情がまだ入りまじっている。その中で、決してよい手法ではないかもしれませんが、目的を達成するために、まず一つの手法として、ベストではないがベターだというぐあいに私は申し上げたと思いますが、低位に合わせて全町民が一緒になって値上げをしていく、この方法を提案し、皆様に一定の御理解をいただいた、このように思っております。町民の皆さんにもこのことを説明しながら、まずは御理解をいただきながら、水道を将来にわたってどうしていくのかということの、一つの考えるきっかけづくりになったのではないかと、このように思っています。今後、先ほども申しましたように、財政状況等を十分に懸案しながら、目的は将来にわた

っても水道事業を引き継いでいくということでございますので、常に財政状況を見ながら、私どもが説明した財政推移が少しばかりでも心配だというような状況が起これば、皆様にもう一度御説明をし、そのときに方向を変えるということはあるかもしれませんが、現時点で、まだ決算だとか収支バランスだとか、そういうものがはっきりしない中で、既に変えたこの方法の手法について、今、手法を根本から変えると、このような考えは現在持っていないという状況でございます。

また、これに充てます一般財源でございますけれども、合併特例債を95%資金とします地域振興基金9億5,000万を合併以降、積み立ててきました。この一部を使いながら、合併の恩恵を使いながら皆さんに負担をかけない、こういう手法をとってきたつもりでございます。財政的にどうしていくのかということは、常にこれからも議員の皆様、また住民の皆さんと十分御議論いただきながら、次の世代、人口が減ってもこの水道施設が維持できる、そういう料金を設定するということが今、三鴨議員がおっしゃった、その答えになろうと思います。どういう手法をとっていくのかということ、それにつきましても、これからも議会の皆さんと十分協議をしながら、住民の皆さんが安心して暮らし続けて水道の恩恵を受けられるように努力していくと、このような覚悟で臨んでおります。どうぞ御理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。先ほど町長がおっしゃられたとおりで、私はもちろんこれからずっと南部町が継続、水道事業も維持、継続していくことを願ってのことで、一瞬的に下げたことでどうだこうだじゃなくって、一番心配しておりますのは、このまま下げたままで赤字が膨らむ、3年後でもまだ赤字が膨らむ、こういうことを懸念して、できるだけ早く手を打ったほうがいいじゃないかという、そこら辺の思いからお話をさせていただいているところでして、町長がおっしゃられるように、先のことをちょっと心配、同じでございますので、そういう立場でお話をさせていただきたいと思っております。

基本そこですけれども、質問しておりましたところに答弁していただきましたので、一つには、施設の更新計画について質問もさせていただきました。当面は東西町と円山の管路を30年度から取り組むという答弁でありましたけれども、私の思いますところ、耐用年数40年が経過したものというのは物すごくあると思っています。本当にこういった現在の財政状況、運営状況の中で、その財源確保についてはどうお考えなんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。財源の確保ということにつきましては、現在考えて

いますのは、水道事業の修繕費をこつこつ充てていくしか方法はないだろうなど。特別な補助金等もない中で、40年前につくられた団地の中の管路でございますので、この修繕計画をまず早く立てて、一朝一夕に完了するわけではありませんので、例えば少なくとも10年計画等をつくって、これに対する単年度幾らぐらいの費用が要るのか、そのことも当然、これからの今の計画の中に幾分かは入っていると思いますが、全て、先ほど申し上げた将来の費用負担の中に入っているとは思えませんので、もう少し精度の高いものをつくりながら検討していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。管路整備については、修繕費等で順次やっていくということが可能でしょうけれども、私が思いますのは、城山の配水池をちょっと心配しております。これは昭和47年度につくられたもので、田住の配水池と同じ年度につくられたものであります。田住の配水池は既に整備が、改修がされました。同じ時間、時が経過しておりますので、もう45年が経過しとると思っておりますが、管路は順次で結構でしょうが、こうした大きな施設を取り組むに当たって、そういった財源が一気に必要になってくると。ところが内部留保はこういう状況。どうやって更新するんでしょうか、手法はどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お金のことでどうするのかというのは、まず一つには、法勝寺の配水池をこれから先も残すのかどうかということは一つの課題だろうと思っております。これからの人口が減少する中で、配水池の計画というものは順次見直していかなくてはいけないだろうなと思っております。でき得れば更新をせずに、せっきく管路統合ができましたので、この水量、日量1,200トンをうまく利用しながら、この地域の中でその配水池がなくせればと、このように思っていますけれども、一時的にそういう厳しい状況もあるかもしれませんが、将来を見込めば、私はつくる必要はなくなるのではないかと、またはつくったとしても、今の配水池の機能ほどまでのものを必要としないのではないかなと、このように思っているところです。あと専門的な検証も必要だと思いますけれども、単純な水量だけではそうだと思います。あとは安全性だとか、そういう問題も出てこようと思っております。

もう1点は、地震によって水源が汚れるという問題があります。地震は常に、いつ起こるかわかりませんので、蛇口をひねっても水が飲めないという現状をどういうぐあいにして打開するのか。中部地震のときにも1週間以上水源が使えなかったということ踏まえて、こっちのほうが少し対応を急がなくてはいけないんじゃないかなと思っております。地震大国で、いつ何が起こる

のかわからない状態の中で安定供給というものを常に考えた上で、これから先も全体の給水・配水計画というのを検討し、また当然、三鴨議員がおっしゃるように、それに対する資金をどう充てていくのか等、国からの補助金や多様な資金確保についても検討していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。お金のことばかり言って恐縮ですけども、やっぱりこういう経営状況の中で、本当にそういったときに、起債とか、どんどん貸していただけるんかいな、そういう心配もしたり、要らん心配だかもしれませんけれども、そういう大きなものをつくるときの起債、補助残をどうするんかというようなことまで心配しております。あんまり、金のことばかり言って申しわけありません。ただ、経営が非常に厳しいということをとにかく訴えていきたいと思っております。このたび説明会で配られました資料の中で、南部町の当座比率というものが出されております。この当座比率というのは、流動負債、払わないけん負債部分と、それから当座資産、自分が持っている現金、預金との比率だというふうに思いますが、これが南部町の場合は71.17と、100%を切っております。類似団体の平均は317.66。ということは、電力、動力費とかいろいろ必要な経費が例えば1万円要るとすれば、手持ちの現金、預金が7,000円しかないということだと思えます。ということは、次の水道使用料が入ってこないと払えないぐらい、年間の負債額が手持ちにない、これだけ厳しい、自転車操業の格好に現状がもうなっているということだと思えます。類似団体は317ですから、3年分ぐらいの資金は持っておられる。ですから、極端に厳しい状況だなというふうに、この数字からも感じ取られるわけです。

そういった心配をしながら、ですけども、私はどうしても3年間、その次の3年間というふうな、あんまり3年にこだわる必要はないんじゃないかとやっぱり思っております。水道料金算定要領というものには、おおむね3年から5年の見直しが望ましいというふうにありますけれども、現実には安来市なんかは30%の値上げを3年間、毎年値上げして整えたというような、3年スパンということにこだわる必要はないんじゃないかというふうに思っています。先になれば先になるほど赤字が膨らんでいくという経営状況の中ですので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思えます。

先ほど町長の答弁では、そういう気持ちはないということでしたけれども、ぜひそういう、経営が悪化していく状況がわかっている中で、先送りするのではなくて、もうちょっと早く手を打つべきじゃないかなと私は思っております。施設、管のことでもお話ししていただきましたけれ

ども、本管についても耐用年数40年以上のものがほとんどですから、老朽化もしておりますし、管の中には水あかがたまって、もう脳梗塞状態の管もあると思います。それによって水圧が落ちただとかにおいが出るんだとか、そういったことになる。それなのに更新のための原資がないので先送りだということでは、これが本当に町民の皆さんに安全で安心な水を供給する町の対応だろうかというふうに思います。

私も、誰もが値上げはしてほしくない、それは同じですけども、こうした厳しい現状をしっかりと皆さんに説明をして、町長、先ほども言われました、将来のために水道を守っていくという意識を持ってもらって、3年3年、6年間待つんではなくて、もっと早く経営改善に着手すべきではないかというふうに私は思いますが、いま一度町長のお考えをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。資金留保、単年度の中でキャッシュフローを年間の3倍持つのが本当にいいのかどうかはわかりません。2年分もあれば本当は十分だろうと思いますが、全国平均が300ということを知りまして少し驚きました。この点、どのぐらい持っていればいいのかという話は別に置いて、私も今言われた三鴨議員と同じです。ただ、先ほども言いましたように、目的は同じなんですけれども、その手法の考え方について、13年間待っても値上げができなかったこの南部町の水道事業を、突然、じゃあキャッシュが必要になりましたから値上げをしましょうということにはならないだろうという、この議論の末に、公共料金審議会の皆様が非常に悩み悩んだ末に、今の結論に至ったところでございます。その先のことは、まさに三鴨議員も審議会の皆さんも、議員、ここにおられる皆さん全員同じ気持ちだろうと思っています。これから先の中で水道料金をどう適正化していくのか。私は、今、低位に合わせましたけれども、改善の途についたと、こういうぐあいに思っています。これから先に、今言われましたように、今々ここで3月に変えたものを、じゃあ今ここで値上げにしましょうという話にはならないわけですし、3年間のこの期間の中で財政収支を見ながら、非常に問題があるということであれば、その都度議会または審議会等に諮りながら考えていくということは、これはやぶさかではないと思っています。いずれにしても、将来にわたって大切な水道事業を残していく、つなげていくということが最大の目的でございますので、そのためにいかなる努力も惜しまないと、このように思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。いい回答なんですけど、13年間できなかった統一をというところにちょっとひっかかっております。私は、この13年間は、統一のための条件整備が

着々と進んできたもんだと、そのために今日の統一ができたんだらうというふうに思っています。13年間かかってできなかったものをという言い方はいかなものかと思います。やっぱり西伯の簡水ですとか、一番高いものを西伯上水に合わせてきた、あるいは料金体系、基本水量の条件、制度を変えてきた、あるいは水量、水質の両方の条件を整備してきた、こういったことを着々とやってきたからこそ今日の統一ができたんだらうなと私は思っていますので、この13年間で何もできなかったみたいなふうに捉えてしまいましたので、そうじゃなくって、その地盤固めをしてきたんだというふうに思っています。

町長おっしゃられますように、今すぐ、まだ舌も乾かぬうちにということでしょうけれども、やっぱり早い時期にそういったことも、将来展望を検討されて、町長、あなたの任期の中で将来展望が見据えられるように、6年後のことを語るのではなくて、自分の町長在任の中でこういう検討をして、こういうことだというふうなことをしっかり、もっとスピーディーに提案をしていただきたいなと私は思います。

水道事業会計の質問はこれで終わらせていただきます。思いは伝わったと思いますので、町民の皆さんに、この厳しい経営のこともしっかり説明していただきたいというふうに思っております。

次に、集落営農についての御質問をいたしました。

この集落営農というのは、随分前からこの言葉は使われてきたと思いますが、なかなか現実にはそういった集落営農というものが組織化されたり実現していないのが現状だと思っています。町長の答弁にありましたように、集落単位で、あるいはできるところはできる人がやってというのは、そこは皆さんよくわかって、それができればいいなというふうに思っているんですけども、その次のステップとして、じゃあどうやったら組織化できるんだらう、あるいは誰がリーダーシップをとってやっていくんだらう、このきっかけがなかなかつかめなくて踏ん切りがつかない状況じゃないかなと思っています。町やJAさんがただ取り組まれませんかと、パンフレット配りました、こうですよ、これだったらなかなか動かないというふうに思っています。一つには、地域リーダーという方を掘り起こしてきっかけづくりをする、ここだと私思っているんですけども、その辺、地域のリーダーを掘り起こして本気になってもらう、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。リーダーづくりが、人づくりが一番だと私も思います。その中で、いろいろお話を聞いてますと、まず多面的機能ですね、多面的機能支払いの、こ

の制度、この交付金制度自体が利用できない集落に集落営農をとというのは非常に難しいだろうと思っています。したがって、これなぜできないのかと話すと、先ほど三鴨議員が言われたように、じゃあ誰が会計するだとか、誰がそのいろいろなリーダーになってごすだと、必ずこの話になるわけでごさいます、まずはこういう集団化になる前の国からの交付金制度、日本型直払いというものをしっかりこの地域でみんなが協定を結んでやろうやと、このリーダーをやはりつくっていく。そのために、もう少し膝を交えて各区長さんや実行組合長さん、または地域の農業のリーダー、担い手になろうとする人たちと直接私も会って話をしていく機会を、円卓会議等を設けながら、それであれば、例えばじゃああの人を会計にしてもらってどうでしょうかと。誰もないようであれば、ちょっと遠くのそういうことを請け負ってる会社でも紹介いたしますので、そうしてでも、まずは国からのもらえるお金をもらいながら、地域の水路の修繕であったり、みんながこの日には、じゃあ農地を守るような、水路の掃除をしようかだとか、そういうような機運をつくっていくことが第一歩だろうと思います。そういう機運の醸成のために集落リーダーと、またはそれになろうという人たちと直接会う機会をぜひともことし、何回かつくりながらやっていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。そうですね、そういうやっぱりきっかけをつくっていただかんと、黙っていても、各集落の農家の皆さんも自発的にですとか自然発生的にはなかなかできんじゃないかと。私は町のほうのそういう一石を投じるようなきっかけづくりを期待したいと思っています。

もう一つ、町長、集落営農を進めていきますとおっしゃった中で、今後の目標みたいなものを心づもりされておりますでしょうか。何集落ぐらいを目標に、手順として、時期的にはこうやっていきというようなプランでもありましたら聞かせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まだ地域に出かけながら皆さんと話をしていない中で、大風呂敷を広げるわけにはなりませんので、この皆さんと話し合いながら集落営農を進めていくということをまずお約束したいと思います。

もう1点、先ほどの多面的機能支払いについて、南部町は39集落だと、70集落中39集落ということをおし上げました。少なくとも6割はしていただきたいと思っています。水路の同じ水量、流量形態の中で、集落ばかりじゃなくて、同じ水利系統の中で協定を結ぶだとか、もう少し広い範囲で協定を結ぶようなやり方で、非農家の皆さんにも入っていきながらするような取

り組みということはできないかどうか。発展すれば、もっと広い範囲で、集落を超えた広い範囲でやりながら、リーダーをよそに、広い範囲から見つけていくということも手法の一つだろうと思っています。高齢化が着々と進んでいるという言い方は合ってるかどうかわかりませんが、私にとってはすごいスピードで進んでおります。これに負けないように、ぜひとも行政としてもあらゆる手段をしながら、こういう集団化ということをや取り組んでいくことによって農地を守ると、このような取り組みをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 集落営農、できたらいいなと私も思っていますけれども、そのやっぱり踏ん切りが、私も悩ましいところで、農家の皆さんみんながこのままではいけないというのはわかっておられると思いますけれども、そこら辺の第一歩のところを踏み出せないということだと思っています。現状では本当に田んぼをすればするだけ赤字になって、米価は下がり、交付金はなくなり、本当にもう自分がめげるか機械がめげるか、どちらかがめげたらもうやめえだわっていうやな状況の中ですので、本当に悩ましいところで、私もこうしたらというプランは今は持ち合わせておりません。

ちょっと話変えますけれども、今議会の初日に中間管理機構が機能しなかったことが、産業課長の説明がありました。この中間管理機構というものの活用によって経営転換協力金50アールまで30万、耕作者集積協力金10アール当たり1万円、こうした制度があることは皆さん御承知でしょうか。私知らなかったんで、ちょっとその辺はどういう周知がされたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。周知の件なんですけど、こちらのほうの周知は広報、ホームページ、それと回覧程度しかしておりません。あとは農事組合の実行組合のほうだけになるんですけど、そこら辺のところの徹底が上手にできていなかったということもあるかと思います。議員さんが御存じなかったということはその辺のあらわれだと思いますので、そういうことのないように、さらにちょっと周知のほうをしていきたいというぐあいに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 三鴨です。そうですね、ぜひこういう制度があって、個人間での受委託交渉をするのじゃなくて、こういうところを通せばそれだけの支援もあるということですので、しっかり皆さん方にお知らせしてほしいというふうに思います。

それから、さっき町長の話にもちょっと出ましたけど、維持管理の共同作業というようなところ

ろがありましたけれども、本当に今、用排水路の掃除役目だいても、本当に高齢者の方や、出ていただけない方が非常に多くて、本当に少ない人数で、出てきた者は物すごい重労働がかかって大変だというのが現状です。その辺は御承知かと思えますけれども、やっぱり今、農業、水田農業を続けていらっしゃる農家の皆さんというのは、どうしても先祖代々の引き継いだ田んぼを荒かすわけにいかんというような、そういう一心で、赤字だろうと頑張ってもらっているわけですから、国土保全だとか景観だとか防災だとか、そういう面からも、町としてもそういう作業、毎年行う作業についても支援がしていかれてもいいんじゃないかなというふうにお考えいただきたいなというふうに思っております。

私もまだこの農業施策、集落営農についてもまだまだ不勉強でございまして、こうしたらいんじゃないかというような提案は、今述べるプラン持っておりませんが、ただ、今のままでは本当に農地も農業も守っていけないというふうには感じています。どうか町長のこの思いを町民の皆さんにしっかり、円卓会議ですか、そういったものを使いながらしっかり語っていただいて、集落営農を検討される集落が生まれてくること、また、そうしたものをやってみるわというリーダーが生まれてくることを期待したいと思います。

次回にはもう少し私も勉強して、こういうプランはどうでしょうということを提案したいと思っておりますので、そのときにはまたよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁よろしいですか。

○議員（6番 三鴨 義文君） お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ありがとうございました。私の気持ちと全く同じでございまして、一つには、やはりもう少し行政が持つてる情報を各集落のリーダーのもとに届けることにもっと私も励まないけんなど常々思っています。そのためにも有効に円卓会議を開きますので、ぜひとも住民の皆様にも、区長さんという立場ばかりじゃなくて、ちょっと農業に興味があるけん話を聞いてみたいという人にぜひ集まっていたきながら、10年後、20年後の農業について話し合うような機会にしたいと思っています。

今、集団化、法人化をすれば補助事業はたくさんあります。その補助事業を有効に利用するというのが、まず生き延びるための大事な手法だろうと思います。もう一つは、農業を起業して、6次産業化だとか、こういう若者たちも育てていくというのを並行してやる必要があるだろうと思っています。農業で飯を食うという人を育てることと、今ある農地を守るためにはその方だけでは

いけませんので、一定の規模をつくった集団化、それは集落にとらわれず、もう少し広い範囲で皆さんが共同利用していく、自分ところのトラクターがめげたら、次どげすうだという人たちがたくさんおられるはずです。そういう方たちを集めながら、トラクターは、じゃあ補助事業で買わいやと、そのためには経理はどうするのかと、こうしていけば、一定の農業であっても、今までの農業の手法を少し変えるだけで利益は出ると、このように聞いています。農業によって、何というんですかね、一番のこの話をしてて私が思いますのは、自分の田んぼで自分でつくった米でないとやっぱり食った気がせんという、その思いはよくわかりますけれども、そこから一步広げて、みんなでつくった米を自分のところで買ってでも食うと、そのことによって、トータルで収益が、自分のところはよかった、上がる、農地も守れると、こういう感覚に変えるということが、広い範囲で農地を守る唯一の今は手段だろうと、このように思っていますので、一生懸命これから農業についてもやりますので、ぜひ三鴨議員もしっかり勉強いただきまして、またこの場で御議論いただければ幸いです。ありがとうございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、6番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は10時20分にします。よろしくお願いいたします。

午前10時04分休憩

午前10時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

2番、荊尾芳之君の質問を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） おはようございます。2番、荊尾です。私の質問は、通告していましたがとおり2項目です。

まず最初に、移住定住対策について町長のお考えをお伺いします。

現在、全国的に町の施策として移住定住対策に力を入れています。この理由としては、東日本大震災以降の安全志向によるものと、県や市町村による移住者を対象とした諸施策の充実があります。さらには、住みたい田舎ランキングや住みよさランキングなど、マスコミや情報誌により田舎暮らしが全国的にも注目を集め、移住先として人気を高めているということが背景にあると考えられます。

南部町への移住者は、平成27年度末で125人です。県下の町村では琴浦町に次いで2番目に多い町となっています。これは、福祉のまち南部町ということで、子育て世代の家族やシニア世代の家族に認めてもらえた成果だと思います。私の集落は法勝寺地区の福頼という集落です。ことしの4月と5月に1世帯ずつ、2世帯の転入がありました。自然減や社会減で減るばかりだった集落、一時期、多いときは25世帯ありましたが、ことしの3月末には19世帯まで減っていました。それが一気に2世帯ふえ、21世帯になりました。人口も3人ふえ、64人となりました。

2世帯のうち1世帯は自分でつてを得て転入してこられました。そしてもう1世帯の若夫婦は里山デザイン機構の紹介で、去年空き家になったばかりの家に転入してこられました。そして、この御夫婦には、今月には赤ちゃんが生まれるということです。新しい人たちを迎え、集落は大変喜んでおります。

先月の28日には、集落で、会費制でしたけれども、盛大な歓迎会を行いました。私の身近でこのような事例がありましたので、もっともっと移住定住を進めていきたい、協力していきたいという気持ちから、きょうの質問をしたところでございます。これからも南部町に移住する人たちをいかに呼び込むか、ふやしていくか、いかに長く定住していただくか、このためにはどうすればよいか、町長の考えと施策をお伺いいたします。

そして、町長の計画のもと、実際に活動を行う、現場で対応するのは町の窓口の企画政策課、移住プロモーター、それからまちづくり会社里山デザイン機構と考えます。この役割分担や連携についてもお伺いしたいと思います。

一番の大きな問題は、移住定住者が暮らすには、やはり生活力が必要と考えます。このためには働く場所、収入を得る場所がなければ実現が不可能と考えます。これに対する具体的な対応策があるのでしょうか。もちろん起業だったり塾の先生だったりあるでしょうが、企業誘致をするというようなことも考えられると思います。

移住定住対策は以上でございます。

次に、緑水湖周辺の観光資源の整備についてお伺いいたします。

これまで緑水湖周辺では、緑水園を中心として周辺の施設整備を行ってきました。しかし、経年により各施設の老朽化がかなり進行している状況です。緑水湖周辺について、町長の今後の方針についてお伺いいたします。

周辺の施設のほとんどが指定管理でお願いをしております。指定管理先と町は修繕等に対して十分に協議がなされているのでしょうか。施設の維持のために修繕に対する決め事があるかどうか

かもお伺いします。

緑水湖の湖面利用施設、ボート事業が現在とまっています。今後どうするのかを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問ですので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、荊尾議員の御質問にお答えいたします。

移住定住対策について御質問いただきましたので、まずこちらのほうから御説明をいたします。

まず、町長の移住定住への考えと施策を問うということについて回答したいと思います。

町の機能を維持し、継続的に発展していくためには、人口減少に歯どめをかける必要があります。南部町の人口は昭和60年をピークに緩やかに減少しており、南部町人口ビジョンによると、平成72年には人口が8,000人程度まで減少することが見込まれています。特に地域の担い手である生産年齢人口の減少が深刻で、今後30年で約1,600人の減少が見込まれています。このままでは後継者不足等により農地、伝統行事など集落機能の維持が困難になることが想定されます。平成27年8月に人口減少と地域経済縮小の克服を目的に、なんぶ創生100人委員会を立ち上げ、なんぶ創生総合戦略を策定したことは、議員も御承知のとおりだと思います。

戦略の主要施策の一つとして、生涯活躍のまちづくりに取り組んでいるところでございます。具体的な内容については、これまで何度か一般質問等で答弁しておりますが、本町に住んでいる皆さんが生き生きと安心して住み続けることで人や地域が輝き、そういった魅力を発信していくことで移住を希望される方々に南部町を選んでいただく、こういった一連の流れが、生涯にわたって住み続けられ、活躍できる持続可能なまちづくりだと感じております。人口増加のみを考えるのならば、移住に対する補助金等を充実させたり宅地を造成するなどすれば、非常に即効性があり、人口増には有効な手段だと思います。しかし、重要なのは、新しく南部町に移住される方が地域に溶け込んでいただき、地域の中で活躍していただくことだと考えています。南部町に移住された方が地域で温かく受け入れられ、活躍していただき、しっかりと新たな地域の担い手になっていただく、そういった流れが実現できるよう、なんぶ里山デザイン機構とも連携し、取り組みを進めていこうと思います。

次に、町の窓口の企画政策課とまちづくり会社、里山デザイン機構でございますが、この役割分担について問うということについてお答えいたします。

町では、平成28年10月から国の地方創生交付金を活用し、企画政策課に移住プロモーターを配置しております。また、平成28年度からなんぶ里山デザイン機構では、移住を希望される

方からの移住相談に対応しております。その役割分担についての質問ですが、移住プロモーターは南部町の魅力や移住定住情報の発信、町の支援制度の情報提供などを行っております。また、移住を希望される方は通常、行政窓口で相談に来られますので、移住プロモーターが移住希望者とデザイン機構の橋渡しを行っております。その後デザイン機構が主体となり、移住希望者に対してお試し居住等を通じた地域とのマッチング、空き家を改修した住まいの提供、職業紹介、移住後の相談への対応など、具体的なサービスを提供するのはデザイン機構の主な役割だと考えています。町、なんぶ里山デザイン機構とも、それぞれの役割を担っておりますが、移住してこられる方々の希望はさまざまであり、また、相談を受けるデザイン機構や町との信頼関係が非常に重要であることから、必要に応じて役割分担にこだわることなく、一緒になって移住相談に対応しているのが現状でございます。現在、デザイン機構と町では移住後の支援の一環として、移住された方々が気軽に悩み事を相談できるよう、移住者同士の交流会の開催も計画しているところですが、移住後に集落や地域に溶け込んでもらうためには、実際に生活の場となる集落や地域の皆様にも身近な暮らしの相談役になっていただくなど、ぜひとも応援していただきたいと、このように考えております。

次に、移住定住者が暮らすには生活力が必要、そのために働く場所、収入を得る場所が必要と考えると、この対応策について伺うと、この問題について御回答申し上げます。

移住してこられる方々に対して、働く場所や収入を得る場所の確保は非常に重要なポイントだと考えております。移住してこられる方は、ある意味で人生をかけて移住を決断されるものと認識しております。その決断の際には、移住した先での住まいをどうするのか、また、働く場所をどうするのかなど、真剣に考えて移住してこられるものだと思います。町としてもそうした思いにしっかり寄り添えるよう、空き家を活用した住まいの提供、職業紹介、起業の支援などをセットで提供できるよう、なんぶ里山デザイン機構等とも連携して取り組んでいるところです。しかし、住まいや仕事など、できるだけその方の希望に近い選択肢を提供してはいますが、職業の選択は、最終的にはやはり本人様や御家族の決断次第だと考えています。現在、ハローワーク米子管内の有効求人倍率は1.6倍と、人手不足の状況です。南部町となんぶ里山デザイン機構は職業紹介を行う資格を持っておりますので、移住を希望される方に対し生活力の源となる仕事について、幅広い選択肢を提供し、あわせて町内企業の人材確保にもつなげていきたいと考えております。

また、6月25日には生涯活躍のまちづくりネットワークを発足させる予定です。商工会、農協、シルバー人材センターなどの団体と連携を密にすることで、起業や就農など、移住してこら

れる方それぞれの希望を後押しできるよう、町内のネットワークを構築し、より効果的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、緑水湖周辺の観光資源の整備について御質問いただきました。

まず、緑水湖周辺について、町長の今後の方針を問うという御質問でございました。

緑水湖周辺施設は、株式会社緑水園が一括して指定管理により運営していますが、平成27年度には各施設合計で4万597人、平成28年度には2万7,542人と、この数年で大幅に減少しています。また、平成23年度の5万3,073人からはほぼ半減と、利用者減に歯どめがかからない状況でございます。これには旅行形態の変化や個人ニーズの多様化などに伴う利用者の減少、近隣の他の観光地、施設との接続が不便であることなど、複数の要因が考えられますが、民間の同種施設で見られるような定期的な施設のリニューアル及び新たな魅力アップ施策が図られていなかったため、集客力が低下していることも否めないと考えています。これまでは過去からの経緯もあり、不採算部門も含めた周辺施設一括指名指定で株式会社緑水園に運営をしていただけてきました。しかし、これが経営を圧迫させている側面があると感じますので、特に不採算部門では新たな民間活用の投入も視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、周辺の施設のほとんどを指定管理でお願いしているが、指定管理先と町は修繕等に関して十分な協議がされているのかという御質問でございます。

指定管理協定において、基本的には5万円未満の修繕は指定管理先が、5万円以上のものは町が行うこととしております。施設が老朽化しているため、各施設とも修繕する箇所がふえてきているのが実態です。5万円以上の修繕につきましては、予算措置を伴うことであるため、指定管理者の要望をよく聞き取り、緊急的なものは補正で、時間がかかってもよいものについては次年度の当初予算で計上するようにしています。その際には、指定管理者と十分協議を行い、必要性を見きわめるように対応しております。

次に、湖面利用施設、ボート事業は今後どうするのかを問うという御質問でございます。

緑水湖のボートは、本年1月から2月の豪雪で大きな被害を受けたほか、施設、艇の老朽化も進んでおり、利用する上での安全性を担保することは困難な状態にあります。現在、ボートの利用を停止し、引き揚げ点検を計画しているところですが、ボート及び栈橋の修繕費は数百万円かかる見込みであり、過去5年間の平均利用者は年間約400人程度と少ないことから、場合によっては廃止もやむを得ないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君の再質問を許します。

荊尾芳之君。

○議員（２番 荊尾 芳之君） 町長、ありがとうございました。回答いただいていることと重なることにもなるかもしれませんが、やはり移住定住、移住してくるよということは、先ほど言われましたように、非常に決心が要るといえるか、大変なことを決めるということだと思ふんですけども、その人の決め手、移住してくる人が決め手として何がそろえば来ていただけるというふうには町長はお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。お一人お一人がいろいろな思いや、それから年齢構成によって、その必要なものというのは違ってくるとは思いますけれども、若い世代であれば子育て環境であったり自然環境であったり、または仕事があるかどうかというのも大切な問題だろうと思います。また、少しリタイアされたような世代であれば、当然医療であったり福祉であったり、そういうことも視野の一つになるでしょうし、どちらにも言えることは、地域の皆さんとどうやって仲よくできるかなど、隣の人はどういう人なのかなどというのがやはり一番大きな不安であろうと、このように想像しております。そういうところを、先ほど申しましたように、できるだけつないでいくということが大事だろうと思います。

私は、その移住される方を、先日は伸びのびトークで知事ともお話をしましたけれども、何かで読んだのかどうかは覚えてませんが、外から来る人は風の人だ、それから地場でしっかり暮らしている人は地の人、そしてそれをつなぐ水の人という、この３つの兼ね合いが移住定住はとっても大事だというぐあいに聞き及んだように思います。いろいろな情報を連れてくる、こういう風の人をしっかりとつかまえて、地の人と一緒にその中で暮らしてみる、そして、できればその人たちを地の人となっていて、次の世代につなげていくという、こういう取り組み、これは住宅造成だとか、そういうことではなかなかうまくいかない今の現状を、先ほど申しましたように、集落や地域機能やお祭りや伝統文化を残していくためには、今、私どもが進めていますこの空き家を利用した、その地域に入っていただく移住定住をさらにさらに進めていくこと、そのためには地域の皆さんと、地の人と風の人と水の人がうまく、水の人というのはコーディネートする人ですね、この３つがきちんとそろっていくことが非常に大事だろうなと思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（２番 荊尾 芳之君） ありがとうございました。水の人というところの役割が大きいということだと思います。

それで、先ほど町長言われましたけども、やはり移住する家族にとって、その住居、家といえますか、空き家、今は空き家対策というか、空き家を使った移住ということで町は施策を進めております。今、里山デザイン機構だったり企画だったりですけども、その空き家の把握の流れとございますか、その辺をちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。よろしくお願いします。

空き家の状況把握についての御質問だと思います。

こちらにつきましては、平成の27年度に各地域振興協議会を通じまして全町内の空き家の状況というのを確認というか、調査していただいたところでございます。それによりまして、全体で約180軒の空き家があるというふうにお伺いをしているところでございます。こちらにつきまして、今のなんぶ里山デザイン機構と町が一緒になって取り組みを進めまして、どんどん移住者の方の住まいに使わせていただけるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 今、企画監から説明がありましたが、平成28年の2月8日に南部町空き家バンク実施要綱というのが制定になっております。それと、里山デザイン機構のほうのあれを読むと、空き家一括借り上げ制度という言葉もあります。この違いをちょっと説明してもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。まず、空き家バンクにつきましてですけれども、こちらにつきましては、空き家になったものを所有者の方が移住者の方に貸すなり売るなりということで提供してもいいよというものについて、町のほうでホームページをつくりまして登録をする制度でございます。こちらにつきましては、空き家の所有者の方と移住者の方で、結局その情報を提供するところまでになりますので、これにつきまして所有者の方と移住者の方が直接やりとりをしていただきまして契約をしていただくような仕組みでございます。

一方、なんぶ里山デザイン機構がしております一括借り上げ制度でございますけれども、こちらにつきましては、所有者の方からお貸しいただける空き家につきまして、デザイン機構のほうで年間の固定資産税相当額の賃料を払って借り受けをいたします。それに対して、そのまま使えるものは空き家となっているので少ないと思いますので、こちらを改修をしまして、住んでいただける状態にした上で移住を希望される方にお貸しをすると、こういった制度でございます。

現状でございますけれども、空き家バンク制度も運用はしておりますけれども、やはり今のデザイン機構の進めます一括借り上げ制度のほうをぜひ活用をしていただきたいということで、空き家の出てきた情報についてはデザイン機構のほうにまずは提供して、一括借り上げ事業にのっかるような格好でできないかという相談はさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） そうすると、里山デザイン機構を通じて移住してこられる方は、その一括借り上げ制度を使って入ってこられるということですね。それは当然、家賃というのを払って入ってこられるんですけども、町というか、デザイン機構は固定資産税で借りますので、全く直す必要がない、出られたばかりのいい住宅の場合は、じゃあ1年分の固定資産税を家賃として計算して貸せるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 先ほど申し上げましたなんぶ里山デザイン機構がお借りしました住宅につきまして、基本的に家賃の考え方ですけども、その改修に要した費用に応じた家賃設定というのを基本にしているというふうにお伺いしております。ただ、物件によってその費用、改修にかかる費用もさまざまですし、また……。

○議員（2番 荊尾 芳之君） なかったら。

○企画監（中田 達彦君） あとは、物件の大きさですとか、あとは場所ですとか、そのあたり、専門の不動産業者さんなんかとも相談をして決定しておられるということでお伺いしております。以上でございます。

○議員（2番 荊尾 芳之君） もうかるね。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） わかりました。ありがとうございました。

町長、お試し住宅が4月に、えん処米やがオープンいたしました。このお試し住宅というところ、知事とのこの間のトークもここだったんですけども、いわゆる移住を希望される方にとって、このお試し住宅の利用、活用は現在、まだ始まったばかりなんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。お試し住宅でございますけれども、4月からオープンをしたところでございます。現在、利用された方につきましては、1組の方が利用されたということでお伺いしております。また、予約等で話は入ってきているということなんですけれども、実態としては今、1組の方が利用されたというところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。

町とデザイン機構との役割について町長から答弁いただきましたけども、制度は当然町がつくれますし、推進、それから啓発については町とデザイン機構が共同でやる、それから制度の運用については、実際のところはデザイン機構が中心となって、それに町が後押しをしていくという説明だったんですけども、やはり町長が言われた、移住を希望される方のネックとなる場所としては、空き家がありますし、それから生活力といいますか、職業の関係、経済力のある関係があると思います。そして、やはり一番はその地域できちっと生活できるか、地域の人とうまく、風の人と地の人とうまくマッチングできるかということだと思うんですけども、その対応について、ちょっと説明をお願いできませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。なんぶ里山デザイン機構のほうで移住希望者の方に空き家を紹介して入居していただく場合には、必ず自治会への加入を一つ要件にしているというふうに聞いております。移住を希望される方と区長さん、あとは班長さんもしくは地元の近所の方々と会ってもらって、お見合いといいますか、みたいなことをしてもらって、両者の方、両者が合意した上で入居していただくようにしているというふうに聞いております。その状況につきましては、各地域振興協議会のほうにも情報は共有をしているというふうに伺っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 今、企画監が言われましたように、先ほど、最初も言ったんですけど、福頼にも5月に里山デザイン機構から入ってこられまして、たまたま集落の役目があって、朝、草刈りをしていたんですけども、その終わった後に区長さんから、今度転入してこられる方ですということで御紹介をいただきまして、そこで初めて、ああ、こういう方が転入してこられるんだなということを聞いたのが正直なところ実態でして、それは歓迎会をせないけんがんとということで、はやはやになったんですけど、その辺は好きなので、みんなが、いいんですけど、なかなかそれをマッチングって言えるのかなと思うんですが、企画監、見合いって言いなつたんですけど、見合いも3回ぐらいしますよね。どうかな、済みません。その辺が私的には、まあしたよっていう形式だけのことでなくて、何かその辺のところとうまく、だめだったから、来たけど、どうも集落と合わないのて出ますとか、転出しますっていうのはちょっと心もとないので、その辺のことがもう少し、大変だと思うんですけど、本当、里山デザイン機構の人は役員さん、

職員さん、一生懸命その空き家を紹介したりとか、何度も来ておられるのを見たりもしました。やはりその辺の、ただ、今言ったように、決定しないと、そのスヤマさんという人が入られますよということがわからないと、なかなか地元としてアプローチができないというか、福頼にはこんな人が住んでるから嫌だとか、逆もあると思いますけど、そういうところが何かうまくできたらいいなという、その契約までの段階、それは思います。

それと、やはり我々は新しく来られた方を、何とかずっといてもらうように、一緒にやっていきたいという思いを持っています。それは、歓迎会はもちろんですけども、やはり町の予算も入れて、やっぱり何か移住された方のフォローといいますか、アフターフォローというか、さっきの紹介も、最初の本当一回のお見合いで入ってこられて、それがうまくずっと定住できるのかなというところも含めて、町の予算化も含めて、そういう方向は考えていただけないものかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、議員がおっしゃったところが、一番これから課題になるうと思ってる。まだ始まったばかりですんで、移住されて1年も住まれた人はいないだろうなと思います。移住される人もいろいろな面で不安でしょうけれども、移住を受けた集落の皆さんも不安だと思います。先ほど風の人と言いましたけれども、都合が悪くなれば、やはりまた次のところに行くということに対しても、やはりなれなくちゃいけないと思います。この前、伸びのびトークで、どうですかという問いに、除雪までしてもらったなんていうのは感激したとか、都会で育った人は隣に誰が住んでるのかわからんような暮らしの中から、ここに来たらいろんな面で、野菜はもらえるし、いろんな話をしてもらって非常に心強いと言われる方の声ばかりでしたけれども、また、そうでない方ももしかしたらおられるかもしれない。そういういろいろなパターンがあるんだということを地域の皆さんもやっぱりなれないと、いや、逃げてしまったわみたいなことでがっかりされてもいけませんので、そういう、何ていうんですかね、移住定住ということに対して、やはりお互いに距離感であったりつながりであったり、そういうものはやはりお互いになれることが大事なんだろうなと思います。そういうところに対していろいろな、話し合うような、移住された人は移住した人、それから受け入れる側だけ、また、それをごちゃまぜにした話し合いだとか、いろんな多様なセットをつなげてやってみたいなと思っています。

私たちが当たり前になっています、この前はちまきが出ましたけれども、これは一体どうやって食べるものだろうかというところで、私たちの当たり前は、都会から来られた人にとって当たり前じゃないわけですし、そのちまきは何で、どうやって食べるもので、これ材料は何なのかと

ということからして一つの話題になるわけですし、そういうところから地域のつながりというものをもう一度つくっていくということは、非常におもしろいし、お互いに楽しみ合うということが大事なんじゃないかなと思って、改めて感じたところです。参考に、お互いにそんな辺で意識しながら頑張りたいなと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。

それこそいろんな方がもう既に法勝寺だったり、福頼もそうなんですけども、移住してこられた方の意見といいますか、お話、話してみたりとかしました。一つ言われたのは、やはり移住プロモーターという役の人がおられますけれども、この方は今回2代目といいますか、新しい方が4月から就任されたというふうに聞いてますけど、やはり南部町にもともと住んでいる我々が南部町のよさとか南部町とはということを発信してます。それはある意味、南部町のことは我々が一番よく知ってるからというような格好で発信をしてるんですけど、やっぱり来られた方は、やっぱり来る人の立場で南部町というところを見たいといいますか、発信してほしいなというところで、今回、移住プロモーターもかわられたようなんですけど、そこの辺の取り組みということについていかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。移住プロモーターにつきましてですけれども、今、議員からもお話ありましたように、2代目の方にやっていただいております、その方も県外のほうから入ってきてくださっている方でございます。今、企画政策のほうで一生懸命SNSでの配信を頑張っております、そのプロモーターにも直接いろいろな現地に出向いてもらって発信をしてもらってるわけなんですけれども、やはりそこにもちょっと、第三者というか、外から見た立場での発信というのはしてくださっていると思いますし、これからも南部町民としての発信とあわせて、そういったプロモーターの、ちょっと外から見た新鮮な切り口での発信というのはあわせてやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） やはり今の若い人のネットワークといえば、もうSNSとかフェイスブック、そういうものでかなりの情報が行き交っていると思います。町長の答弁にもあったんですけども、まず生活力の関係でネットワークをつくって、その入ってこられる方を支援するというのを一つ言われました。それと、またフォローもそうですけど、移住してこられた人のネットワークというか、そういうのも必要だと思いますし、フォローも含めて、そういうところ、

生活力のキープというところの、起業側といいますか、生活力のほうのネットワークのことについてお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほど答弁の中でも出てきました移住者の皆さんのネットワーク化は、必ずしなくちゃいけないだろうなと思ってます。これは大山町のペンション群の中で、ペンションの中で、かなり昔からそういうのが伝わっていて、ここで暮らす知恵というのは、その地域に住んでいる人には本当はわからなくて、移住した人たちが自分たちで、ここで生きていくためにはこういう、例えば子供がこういう病気になったときにはあそこの病院だとか、そういうやっぱりネットワークの中で教え合うというんですか、それから何か欲しいときにはあの辺に行けばそのものが買えるでと。私たちはそれが反射的にできますけれども、地域の皆さんは一回考えて、誰に聞いたらわかるんだろうか、それも、時間もない緊急のときに、誰に聞いたらいいのかということに迷われると聞きますので、そういう、お互いに助け合う移住者のネットワークというのは早くつくらなくちゃいけないだろうなと、このように思っております。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 起業の、生活。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） やはり来られた方、来られる方の起業、農業だったり、やはり勤め先といいますか、今、里山デザイン機構の中にハローワークのOBの人がおられたりして、いろんな情報を持っておられますけど、やはりそこで生活力、経済力を得るための発信、ネットワーク、商工会も含めたものと言われましたが、その辺は具体的なものがあるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） これからそれをつくっていかなくちゃいけないなと思っています。ただ、先ほど言いましたように、人生かけて来られるわけですし、仕事のことも考えずにそこに住むこと自体がやっぱり危険なわけです。ですから、そうではなくて、じっくりと、子供を育てることや、またはリタイアしたんで、ちょこっとした小遣いがあれば年金で暮らせるよという人や、その人その人にいろいろな暮らし方があると思いますけれども、特に若い人たちがここに移住を望むときに仕事は絶対条件でして、できるだけそれは丁寧に応えたいと思います。起業も含めて、それが支援できるような施策というものも、今で不足であれば、それも展開しなくちゃいけないとは思いますが、やはりその来られる方がどのぐらい真剣に、いろいろな方がおられると思いますので、真剣にこの地に、できれば長い間住んで、じっくりと根をおろして地域の皆さんと地域活動にいそしむと、そういうスタイルの暮らし方をできるかできないか判断するのはやは

り移住されるそちらの方の問題ですんで、こちらのほうはできるだけ提案をしながら、その方の人生の中に、よし、そこだったら住んでみようと、こういう提案ができるかどうか、幅広い選択肢は用意はしたいと思いますけれども、最終的に判断するのは、それは移住される方の問題だと思います。これは大事なところだと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） わかりました。ありがとうございました。

一つ、途中で言ったと思うんですけど、この移住者のフォロー対策といいますか、集落とのつながりの関係で、予算措置をしていただけるようなことがあるようにも伺ったんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。今回、この6月議会で移住定住対策、少し補正をお願いをさせていただいているところでございます。それがどういったものかといいますと、先ほど当初、空き家が約180軒あるというふうに申し上げたところなんですけども、その空き家が全て今、貸し出していただけるという状態ではないように認識をしております。それをできるだけその地域の方々、集落ですとか、例えば協議会の方々が所有者の方とお話をさせていただいて、空き家を移住者の方の住まいとして提供していただく、あとはプラスアルファで、実際に来られたときに、荊尾議員も地元で、何というか、受け入れの会をされたっていうようなお話もお聞きしましたけれども、そういった会もしていただきたいなという気持ちもありまして、その空き家の提供をしてもらうことと移住者を受け入れていただくということに対しまして、少し集落なりに奨励金のようなものを出させていただくようなことはできないかということで、今回、補正予算でお願いをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） ちょっとにっこりしてしまいましたけども、結局、企画監、180棟の空き家がある、ちょっと言われましたけど、それが今、里山デザイン機構に180登録があるわけではないんですよね。やはりそこが、昔からそうだと思うんですが、何がネックなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。いろいろ聞き及ぶ話にはなりますけれども、やはり今は都会に出ておられて不在にしているけれども、やはり盆とか正月には帰ってきて、そのときは家を使うとか、あと仏壇が置いてあるので、ちょっと貸し出しができないというような話

があるというふうにはお聞きをしているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 荆尾芳之君。

○議員（2番 荆尾 芳之君） ありがとうございます。

やはりいろんな、来られる方もいろいろですし、やっぱりそれぞれの集落の住んでおられる方のまとまりも、やはりいろいろなのところがあると思います。やはりそこを、大変ですけども、うまくつないで、一人でも多くの移住者を町として、またそれぞれの集落として受け入れていけるように、それぞれが連携しながら、また空き家の情報とか、そういうところも含めながら、みんなで支えていきたいというふうに考えております。移住してこられた人の話も聞いて、あ、よかったなど。私はリタイアして来たんだけど、やはり西伯病院がここにあるから、安心感もあるし、ほかの鳥取のほうの町も考えたんだけど、やはりちょっと田舎過ぎるわと、南部町はさっと米子まで出れるしとか、やはりいろんな意見がありますので、やはりそういうところをうまく拾って、一人でも多くの方の移住につなげるように、お互いに頑張っていきたいと思っております。

時間がないので、緑水湖の関係の質問にちょっと移らせていただきますが、先ほど町長の答弁の中に、今、緑水湖の周辺は緑水園が一括で指定管理を受けているということで言われましたけども、今後については、指定管理のあり方についても少しやり方を変える方向の感じのことをちょっと言われましたけど、どういう方向をお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。緑水園が受けていますところが、湖面ボート、レークサイドアリーナ、体育館ですね、それから研修センター、虹の村バンガロー、こもれば工房、オートキャンプ場、それからイノシシの肉のああいいうところ。いろいろなところを、地域の振興が緑水園のもともとの、振興団体と、財団として生まれたという経緯もあって指定管理を受けてきています。しかし、これから先々のことを考えた場合に、本当にそういう形で続けていくべきなのかどうかということもある、重荷になっていることもあろうと思っております。もう少し本業の中に来ていただいて食べたり飲んだりしていただく、宿泊していただくということに特化したほうがいいのではないかなと、このように思っています。

ただ、一方で、今、指定管理にかけたばかりでございまして、まだ時間が十分ありますので、今後、株式会社緑水園等とも時間をかけて話し合いながら、あの地域がこれからも公共施設の機能を維持できるように、それから地域の皆さんや他の皆さんたちがそこに来ていただく、また交流が進む、そういう地域であり続けるためにどうするべきなのかということに対して、他にも、よその人にも門戸を広げるということも一つの手段だろうと、このように思っているところで

す。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 町長の一番の基本的な考えといたしますか、やはり合併以前なんですけど、やはり南さいはくといいますか、緑水園を中心に、緑水湖周辺にどんどん観光客を呼ぼうという一つの方針が過去にはあったと思います。ただ、先ほど言ったように、施設の老朽化とか森林公園のフィールドアスレチックがなくなったとか、カントリーパークの子供の遊具が、撤去したとか、だんだん縮小されてきて入り込み客も平成27年と28年では半分になったといふところなんですけども、やはりどこまで町の施策として、最初に掲げた目標、それがだんだん落ちてきた。もう一回上げて戻すのか、どういうふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。簡単に言えば、続けて効果が上がるものは残し、続けても、これは効果上がらないだろうなというものは、これは廃止せざるを得ないだろうなと思っています。議員がおっしゃった、これからもありますけども、例えばボートですね、安全管理だとかをするためにはかなりの設備と、モーターボートなり設備、それから監視員の配置、このようなものが要るのは当然のことでございます。じゃあこれから先々そういうことを緑水園がし続けるかどうか。先ほど言った、あの程度の利用者しかいません。そこに行政が税を投下して維持管理していくかどうかというのは非常に悩ましいところだろうと思います。一方で、バンガローなどのように、非常にまだ利用していただくところ等もあります。それからオートキャンプ場のように、今新たに若者たちがグランピングだとか、多様な使い方をすることで脚光を浴びそうなどころもあります。それから地域の中で6次産業、農業の6次化に使いたいという声もあるわけです。いろいろな声を聞きながら、有効に施設を利用していくということに対して、今までのようにあの地域一括、一括じゃあ指定管理という手法ばかりじゃなくて、次の一手として、もう少し有効な利用の仕方はないのかということ民間や地域や、いろいろなことに声をかけながら、その反応を探りながら可能性を探っていくということはしていく必要があると、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 当然町長の言われることもそうだというふうに思います。ただ、今言うボート事業、湖面利用施設ということで、緑水湖ができた、湖ができたときに、あそこの湖の上といたしますか、湖面を使うということで、県の施設ですので、県と協定なのか契約を結んで、あそこにボートを浮かべてきたというこれまでの経緯があります。本当に今見ると、栈橋の

手すりのようなところもちょっとこう、亀裂が入ったり塗装が、つなぎが破れたりしかけてて、ちょっと危ないなと思います。町長はこのたびの豪雪で壊れたというふうに言われましたけど、やはりもう少し、せっかくの町の施設ですから、もう少し丁寧に、必要なもの、せっかく高額な予算をかけてつくったものを、だんだんだんだん経年で、もうゼロか100かみたいな感じで、つくったものは壊れるまでしといて、壊れたらもうやめようとか、やはり今はちょっとそういう考えではなくて、やはり上手な予算の使い方、今回の予算、ことしの修繕費もかなりのものが上がってますけど、今、私としてのボートに対する思い入れ、やはり近隣ではなかなかボートもこげない、スワンボートにも乗れないというような、少ないボートが浮かんでいる湖だと思ってます。ホームページを見ても、緑水湖周辺に行けばスワンボートや手こぎボートなんかに乗ってカップルや家族で十分に楽しめますよというふうな、ホームページに出てるわけですよ。そういうものがやっぱりあるわけですから、5月の連休にボートに乗ろうと思って来たら、なかったみたいな、残念ですとって帰られた人もおられます。今、Wi-Fiを整備したり、この周辺でもやはりいろんな、入り込み客をふやそうということで町の予算も入っております。修繕も含め、町の方針、当然費用対効果、そういうところも考えながらと思いますが、指定管理のことも言われましたが、ぜひボートを残してくださいということはちょっと言いにくいんですけども、そういう方向で最終、これからの方向ですよ、これからどういうふうに考えて、本当に400人しか来ないのに何百万も必要かというところもあると思いますが、どういうふうに結論づけて、相談していくというか、お考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。全て金にならないからやめるというわけではありません、安全性を確保しながら運営するためには、かなりの改善、改修が要るだろうなと。あの見張り小屋だとか、ああいうところでは監視員等、それからモーターボート等を整備するということになると、数百万の規模ではきつくないだろうなと思います。昨年は17万1,000円の収益が上がってます、収入がですね。それに対してどう投資していくのかですけども、この今の状況を客観的に町長として考えれば、これを継続し続けることは非常に厳しいだろうと。誰かがあれを、じゃあ私が運営しますということがあれば、それはやぶさかではありませんけど、そのために税を投入して指定管理料としてそこに投下してバランスをとるということは厳しいだろうと、このように思っているところです。新年度の予算の中でも、緑水園の中でボート事業は収入の見込みはゼロと、上げてないというぐあいには思っていますので、その辺、これからも相談、議論はしていかなくちゃいけません、今でもまだ公共施設でございますけれども、議会とも十分な相談をし

ながら、あり方というものを検討していこうと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 雪の状態から、ボートはもう使えないという状況になっていながら、いつまでも今の栈橋が壊れた状態、モーターボートが壊れた状態であそこに並んでいるというのは、非常によくないと思います。やはり早急に方向性を出す、直すなら直す、撤去するなら撤去するというような、やはり意見の合意をもって速やかに対応するのがいいではないかなというふうに思います。

本当に緑水湖の周辺、例えばレストハウスが対岸にあるんですけど、ここでは独自といいますか、コンサートをしたり、絵の個展をしたりとか、毎月違った人が個展をしたりとか、本当に、指定管理先が考えているのか、緑水園と一緒にやっていいのか、そういう取り組みをしながら根強いファンの人を呼んでいる傾向があります。前は花火も緑水湖の周辺であったりもしたんですけど、やはり効果とか、そういうことを考えて今は花回廊のほうに移ったわけですけども、やっぱりできる範囲できちっと育てていくというか、町の支援、それから民活というところの筋を分けながらでも、何とかきちっと運営ができたかなというふうに思っております。そういう気持ちでありますので、移住、奥部のほうに、ちょっと前段のあれとなりますが、入蔵のほうに住みたいとか、早田のほうに住みたいとか、本当にそういうところに住んでいきたいという方もおられますので、選択肢として豊かな自然がある、ボートは浮かんでないけどとか、いろんなことがあると思いますので、ぜひその辺を総合的に考えながら、私の質問は以上でございますので、町長、最後にお考えをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。緑水湖の周りというのは、非常に公共施設というんですか、町有地も多いですし、さらにはああいう湖の周辺環境として非常にコンパクトに整っているいいところだろうなと。また、よそから来た人たちも非常に、そういうことでは人工美がだんだん消えていって、非常に喜んでいただいているということは実感しています。あとは、これから先々に対してどういような絵を描いていくのか、それも20年30年ということではなくて、向こう10年だとか、長くても20年ぐらいの、これまで過去に、平成の初めでしたから約30年間たっているわけですね。ですから、これから少なくとも10年間どうしていくのかということを描いていく必要があろうと思います。その出発点がことしであろうなと思っております。今までと同じようなことを繰り返すのではなくて、新たな模索の年にしたいなと思っておりますので、もうしばらく時間をいただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、2番、荊尾芳之君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、5番、白川立真君の質問を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 5番、白川です。地域防災力の向上というテーマで質問をさせていただきます。

まず、質問の趣旨及び背景ですが、地球の表面は10数枚の巨大なプレートで覆われています。それぞれのプレートがそれぞれの方向にゆっくりと移動しております。我が国日本は北米プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートという4枚の境界に位置しており、そのプレートの中に大きなひずみ、エネルギーが蓄えられるために、多くの地震が発生します。世界中で起こったマグニチュード6以上の地震のうち、何と20.5%が我が国で発生しております。地震大国と呼ばれるゆえんです。災害の発生は、私たちの力でとめることはできません。しかし、被害を軽減することはできます。備えであります。

では、備えるとはどのようなことを指すのでしょうか。町を形成する集落や地域は家庭という集合体です。その家庭において、何のために、どんなことを備えるかという意識が重要であると考えております。なぜか。家庭における防災意識が高まらなければ、集落や地域での防災意識が高まるはずがありません。仮にこのような状態で防災訓練をしても、訓練のための訓練になり、大きな地震が発生したとき後悔することになるかもしれません。我が町も高齢化が進む中、住民が自助や共助の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減するために自然災害の危機について正しく理解をしていただきたいと思います。さらに、防災教育の推進、防災意識を高める取り組みを積極的に行う必要性を感じております。

そこで3点について伺います。1点目は、住民の防災意識を高めるため、現在どのような取り組みをされているか伺います。

2点目は、減災という点から、災害に対する事前の準備が最大の防御となります。日ごろより住民と行政、また専門家が連携して行うテーマは3つあると考えております。1つは被災情報の収集と提供、2つ目は地域防災リーダーの育成、3つ目は日ごろからの実践的な防災訓練であります。これらのテーマについてどのような取り組みがなされているか伺います。

大きな3点目として、学校における防災教育の取り組みの現状と、さらに推進することについて伺ってまいります。

壇上より3点伺いますので、御答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 白川議員の御質問にお答えいたします。

地域防災力の向上ということで、3点御質問いただきました。3点目の最後につきましては、地域防災力の向上の学校における防災教育の現状とさらなる推進につきましては、教育長のほうから答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

では最初に、住民の防災意識の向上の取り組みについて御質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、1点目の住民の防災意識を高めるための施策についてでございますが、平成7年1月にマグニチュード7.3を記録した阪神・淡路大震災を機に、災害による被害を軽減していくためには、日ごろからの防災意識を高め、具体的な行動に結びつけていくことが重要であることが認識されてきました。町では、平成26年8月20日に死者77名という甚大な被害等をもたらしました広島土砂災害以降、町民と行政によるパートナーシップに基づく地域防災力の向上を目指して各集落での説明会を開催し、最近の気象状況、気象に関する災害時の基礎知識、気象に関する発令内容の意味、自主防災組織の活性化の依頼、避難勧告等の発信方法、防災マップ作成依頼、そして今後来るであろう南海トラフ地震への備え等の説明等を行っています。現在42集落、約50%の集落での説明会が終わっていますが、未開催の集落につきましては今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、地域防災力の充実強化、消防団活動のさらなる発展を目指し、地域の安全・安心に一層貢献することが期待される防災学習車による啓発活動も行っています。防災指導用資機材として煙体験ハウス、てんぷら油火災実験装置、AEDトレーナーセット等を搭載しています。ことしのさくらまつりには煙体験ハウスを設置しましたが、150人の方に体験していただくことができ、防災意識の高揚が図れたものと考えています。

2点目の、日ごろより住民と行政、専門家が連携して行う3つのテーマの1番目の災害情報の収集と提供でございますが、災害に関する情報の収集、伝達は昼夜を問わず、町から区長に連絡し、情報の収集に努めています。さらに今後、町におきましてはフェイスブック等のソーシャルメディアを活用し、火災や暴雨予報等の災害に関する情報のほか、交通事故や通行どめ、また住民の方からの災害に関する情報など、役場に集まる情報を即座に住民と共有できる体制を強化するよう検討を進めています。

2番目の地域防災リーダーの育成についてですが、近い将来発生が懸念されている南海トラフ大地震などの巨大災害に立ち向かうべく、災害に強い国土や地域をつくるためには、国や公共団

体ばかりではなく、町民みずからが自身と周辺の地域の人たちの命や生活を守ることができるよう、平常時から災害対応力を高めておく必要があります。このことから、地域で率先して防災活動を実践する人材の育成が不可欠と考えます。

県では、鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士を初めとする地域防災リーダーや避難所運営リーダーの養成とスキルアップの事業を消防団、自主防災組織役員、防災士、市町村独自認定の防災指導員等の地域防災リーダー、市町村職員を対象として、平成29年度、ことしからですね、今年度から実施する予定です。町では平成23年度から東西町地域振興協議会、昨年度からは南さいはく地域振興協議会において、集落で選出された防災委員さんが中心となって、災害時において自助、共助による必要な支援が受けられない要援護者と言われる方についての住居、必要な支援内容等の情報を平常時から収集し、ファイル等で管理、共有するとともに、一人一人の要援護者に対して複数の支援者を定める取り組みを進められています。今後、県の事業等も取り入れ、地域の防災リーダー育成につなげていきたいと考えています。

3点目の日ごろからの実践的な防災訓練の御質問でございます。防災訓練には、初期消防訓練、救出・救護訓練、情報訓練、伝達訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練、図上訓練が挙げられます。災害の規模が大きければ大きいほど人命救助や消火などの緊急対策の需要が増大するため、防災関係機関は全ての地域に手が回らない状況になる可能性があります。このため災害時に適切に行動できるよう、自主防災組織等で実践的な訓練を行っていただければと考えます。

また、消防団におきましても、各災害に対応する地域防災力の充実強化を図る目的で訓練を実施しています。大火災の発生を想定した西部広域消防団連合演習に参加しているほか、来月1日には消防署と団員60名の合同により河川の増水、氾濫を想定しての水防工法訓練を計画しています。町におきましては、災害発生時に防災機関が行う応急対策の検証と防災意識の高揚を図ることを目的とし、関係機関が共同で訓練を行うことにより連携体制を明確にし、相互協力の円滑化を図ることを目的に、毎年訓練を心がけています。自主防災組織内での防災訓練については全てを把握できていないのが現状ですが、集落内で防災訓練を実施の際には、ぜひ町でも資機材を貸し出しができますので、一報いただければと考えております。よろしく願いいたします。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 学校における防災教育についてお答えをしております。

学校では、おおむね年2回程度の避難訓練やさまざまな防災学習に取り組んでおります。具体的には、起震車や煙体験、非常食の試食等、地域や関係機関に協力をしていただきながら各校そ

れぞれに工夫をした取り組みをいたしております。

本町では、防災教育で育成したい力を次の3点と考えております。1つ目は、災害を生き抜くために必要な知識と技能を習得するであります。学習指導要領では、防災教育は各教科を通じて取り組むことになっております。例えば国語科では教材に震災の話が取り扱われていたり、理科では地震の仕組みについて学習をしています。こうしたことから、個々の授業の中で教師がいかんといった視点での学習を織り込んでいくのが大切になってくると思っています。学校の計画訪問等を活用しまして、学校や教師間で指導に差が生じないように、引き続き指導をしてみたいと思っています。

2つ目は、災害時にも対応できる思考力、判断力を育成するであります。避難訓練や防災学習の際に地域の方々のワークショップを通じて自分の住んでいる地域の危険箇所について学んだり、避難場所での問題点を話し合ったりしています。いざというときは一人一人の子供が行動の判断を迫られることを想定をしながら取り組んでいるところでございます。これは、課題に対して自分なりに解決策を導き出し、それを行動に移していくというまち未来科で目指している課題解決力にも通ずる、極めて大切な力であります。

3つ目は、地域の防災活動や復興に参画、貢献できる能力や態度を養うこととでございます。さまざまな地域活動に日ごろより参加、参画する体験や経験が地域社会の一員としての自覚を育て、そうした力につながっていくものと考えております。そういった意味では、朝の挨拶もこうした力の育成にかかわっていることと言えるかと思えます。

こうした3つの力は、いずれも地域の皆様の御支援や御協力なくしては育ちません。コミュニティースクールの仕組みやまち未来科の学びを通じて、さらには地域振興協議会の皆様とも連携しながら育ててまいりたいと考えております。

防災意識を育てることは、町、家庭、地域社会が一義的な責任を担っていると認識いたしております。在校中の災害対応につきましては、危機管理の一環として学校が当然責任を果たさなければなりません、子供たちの防災意識を高めることについては、町全体の取り組みの中で学校教育の役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君の再質問を許します。

白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

②のほうからちょっと入っていきたくと思いますが、先ほど被災情報の収集と提供というところで、フェイスブックなどのSNSをこれから活用していったらどうかという御答弁でした。き

ようは防災ということですが、あえて、ちょっと幅が広うございまして、震災、地震の震災というところを中心に質問させていただきたいと思います。

まず、ちょっと時系列でいきますと、自助、共助とは何かという質問です。それは、住民の皆さんの意識がまだまだ高まっていないのではないかとことできょうは質問させていただいておりますので、ちょっと時系列で地震を見てみるとどうということになるかという、まず五感というものを使わなければいけないということが出てくるんですね。今、自分はどこにいて、どういう状況の中で地震に遭遇したか、そして、どうやって守ればいいのかというのを瞬時に判断しなければならない、そして、まず安全エリアまで脱出しなければならない、ここまでが基本的によく自助と言われるやつですね。今簡単に言いましたけど、大変難しいもんでして、どこにいるのかで全然ケース・バイ・ケースで違ってきます。

そして、今度は安全エリアに脱出した。その安全エリアというのは、よく一時避難場所と言われるところではないかと思えます。どんなところかということ、指定場所ではありません。自分がここは安全だと思ったところが一時避難場所ということですね。例えば田んぼの真ん中が安全だと思われたら、そこでもいいと思えます。ただ、次に移動していくのは、今度は広域避難場所ということになるかと思えます。これは皆さんが集まっていて、そこにはさまざまな情報が入ってきますよね。ここでは例えば救助・救命案件というのがあるのかもしれない。おじいちゃんおばあちゃんが建物の下敷きになっている、手伝ってくれというような情報が入ってくるかもしれない。ここで初めて公的機関へそういう情報を提供しなければいけない、助けに来てほしいということを集まった避難者の方たちが公的な公助の部分で応援を求めることになる。ここでメールとかSNSを使うということでしょうか、こういった場面で使っていく。そして、具体的にはどういったものを想像されているのでしょうか。ちょっと伺ってみたいなど。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。SNSを使うというのは、多分災害の地震と豪雨と、一般の異常気象のところでは全然想定が違います。地震の特徴は、前ぶれもなく一気にどおんと来て、そこが一番被害のピーク。それから少しずつ復旧をしていく。台風であったり豪雨はあらかじめ予想がつくわけで、少し準備が要ると。状況によっていろいろ違うと思えます。SNSの場合には情報源を、例えば雨が降るといった場合に、夜間にここに集まったとしても情報源がないわけです。区長さんに連絡をとっても、区長さんも多分雨の中、家におられるわけでして、どこがどんな状態なのか等はわからない。そういうところから情報源としてどう使うのかということで、例えばそこを通行している方が、あその山からがいな水が出てるというのをSNSで、

役場のフェイスブックでもいいでしょう、そういうものに投稿していただく。そのことによって役場のほうは、そこが大変なことになっている、または冠水して通行ができないという情報を住民の皆さんに共有することができる、こういうやり方を使いながら、前は役場に集まって、散らばって情報を集めるんだというようなことをしてましたけども、今、そういう全員が、住民の皆さんの協力さえいただければ、いろいろなところから生の情報が得られる、そういうような環境もそろってきてますので、そういうやり方をとってみたいと思っております。

災害の地震については、これはもう全く別でございまして、多分大きな地震になれば、電源等を完全に失うだろうと思っております。常日ごろから私は思っていますけども、まず自分の命があるかどうか、訓練の前にですね。あなたは今、どこで被災に遭ったのか。予告はないわけですし、それが深夜なのか、気がついたときにはたんすの下敷きになってるかもしれません。その中からどうやって家族の安否を確認しながら、職員は役場に集まらなくちゃいけない。そういうところまでの、常日ごろから想定をしておくこと、部屋の中に、たんす等やテレビなんかの下では寝るなというようなことをまず想定すること、それから夜間であれば電気が真っ暗ですんで、ガラスで足を切ってしまったら、もうそれから人を助けるどころではなくなるわけですし、そういう家の中でも履けるような簡単な靴程度は用意しておく、こういうことがやはり助ける側の行政としては大事でしょうし、住民の人にもぜひそういうことを知識として持ってもらいたい。テレビは数メートル飛びますんで、それに当たってしまったら、もうそれで終わってしまうわけです。たんすの角で頭を打てば生きておれないわけです。そういう知識をまず知っていただくということが防災上の一番大事な視点ではないかなというぐあいに、まず生き抜くということ、先ほど教育長のほうからもありましたように、一般の皆さんもぜひそういう、自分の命を自分でまず守る、そういうことに対して、家の中ではどうするのか、外ではどうするのかということをや、やはり皆さんと情報を共有したいなと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） まず生き抜くということが大事だということで伺いました。さっきのメールについても、最近のSNSの機能というのはすごいものがあるみたいですし、これは本当にフルに活用していただいたらいいなと思います。

ちょっと参考までですけども、参考になるかどうかわかりませんが、昨年10月、中部地震がありまして、私もメール機能を持っている機械を持って行きました、私はというか、私たちはですね。といいますのも、緊急災害情報員という肩書を持っておりますので、これは自治体消防がまだ見つけていないような緊急救命案件があるならば、山でも入ってちょっと探してこいという

指示を受けますので、そこの米子の第8普通科連隊にその情報を送るわけです。そこでは、不幸中の幸いで、私のところではなかったですね、そういう案件はなかってよかったんですけども、いざというときは、例えば山の中、山の、行者山の林道のようなところで崖崩れがあって、のぞいてみたら車のフロントが見えた、ちょっと具体的に言いますけどね。そしたら、まずその情報を送りますよね。そして声かけをしてみたら中から声がしたと。何人は無事だけどお父さんの意識がないんですというような情報が入ってくるとしましょう。そうすると、まず映像は映像情報として送るし、中の様子は文字情報で送ります、本部のほうに。もし防災監がその連隊長だとしますと、ほかにどんな情報が欲しいですか。映像情報、文字情報のほかに、こんなのがあったらもっといいなと思う情報がもしありましたら、SNSでいろいろ使えるんですけども。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 白川議員の質問にお答えさせていただきます。

SNS等で映像等を送っていただきます。それに伴い、行政、今、町長申しましたように、今まで現在が町民や区長さん等で情報を収集してばかりでしたので、そういったもので、映像以外には、私は今現在はちょっと浮かばないのが現状です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） うちの隊長はこういうことを言うんです。位置情報をくれって言うんですよ。例えば、ここでならわかります、本庁舎の3階に今、白川はいるんだというのはわかりますけど、先ほど山の中という、ちょっと想定をしましたけども、大きな杉の木があるところで、そこにいるんですって言ったって絶対わかりませんので、位置情報をくれ。私たちはこれで送るんです、わかりますでしょうかね、座標です。座標を使ってやったりするんですけども、これも今、無料アプリでいいのがありますね、もし、一度見ていただいて、もう何メートルの誤差で出ますので、そういったものもまた活用していただけたらと思います。

さて、質問をしてみますが、今回、私は地域住民の皆さんの防災意識はまだまだ低いと思っているんですけども、町長、防災監は、町長の御意見は聞きました、防災監はどう思っておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 白川議員の御質問に答えさせていただきます。

大地震等が発生します。まず、町民の方にお願したいことですが、まず最初には、地震がおさまるまでじっとしていただきたいというのが1点目でございます。2点目でございますが、地震がおさまりましたら、続きましては火の始末等を、ガスの元栓等をしていただけたら

というふうに思っております。火の始末等が終わりましたら、今度は家族の安否確認等をしていただき、その後でございますが、その後につきましては今度は救助等をしていただけたらと思っております。先ほど町長申しましたように、大規模な災害が発生しましたら交通が遮断したりします。火災等が、西部の地震のときには火災は発生しませんでしたけども、火災等が同時多発する可能性もございます。その際に消防署などで行います、公的機関で行います防災活動は十分なことにはならないと思います。白川議員の御質問がございました自主防災、防災訓練の中に一つございます火災訓練等も踏まえながら、そういったことをしていただけたらなという願いをしたいというふうに思っております。

先ほども、今、町長も申しました、その中でも要援護者といわれる方、すなわち御高齢の方、そういった方についても支援の手を町民の方等で集落等でしていただくことも、これからのお願いの一つにしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 防災監の御答弁は、私を含めてテレビを見ておられる町民、広く町民皆様へのメッセージだったと思います。私も今回の質問は、もう主役は町民の皆様お一人お一人、そして皆様のお命にかかわる質問なので、できましたらテレビを見ておられる町民の皆さんも、私の質問中、この議場へ参加していただきまして、私と防災監と皆さんで町民参加型の一般質問に、防災監、なればいいなというふうに思っております。私も防災監へ質問をしながら、また町民の皆さんへのメッセージという形でやっていきたいと思っております。

昨年4月に熊本で大きな地震があったことは、まだ皆さんの御記憶に新しいと思います。そこで、ちょっとこういうもんがあるんですよ。熊本地震を1カ月、地元の新聞が、とめたものがありまして、ここの新聞には地元の被災された方がたくさんコメントを投稿されてまして、一様に皆さん同じようなことを言われるんで一つだけちょっと紹介させていただきたいと思っておりますけども、これはいつだったかな、4月16日の新聞です。

ふと思い出したことがあった。我が家は緊急避難用品をそろえていたのか。地震や水害など自然災害の恐ろしさはわかっていたつもりだし、被災者の体験談などから日ごろの備えが大切と家族とも話し合っていた。預金通帳などはできる限りまとめて保管し、ペットボトルの水や非常食もある程度は用意をしていました。しかし、それ以上備えていなかったのはなぜか。自分はそんなにひどい被害に遭うはずはない、どこか人ごとのような感覚が残っていた。

結局、自分のところに来るはずはない。皆さんが、ここの被災者の投稿欄には一様に皆さん同じように投稿されているんです。ここでいきなり来たわけですね。マグニチュードというか、

震度6以上が2つ、そして2つ目が本震ということでありました。

この地震というのはマグニチュード7.3という強烈なものでしたけども、実は2000年の10月に来ました鳥取西部震災、このときのエネルギー、マグニチュードって覚えていらっしゃるでしょうか。わからなかったらいいんですけども、防災監。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 地震のときには、西部地震でございますね。

○議員（5番 白川 立真君） 西部地震。

○防災監（種 茂美君） マグニチュード7.3だったと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 町民の皆さんも聞いておられたと思います。7.3なんです。7.3というのは物すごいエネルギーなんです。ちょっと大げさかもしれませんが、鳥取西部のときは、そのマグニチュード7.3というエネルギーが横のほうに向けて放出されたわけです。これ横揺れになったんです。ところが真上に放出されたらどうなるか。直下型といいます。直下型だとマグニチュード7.3だとどうなるかということ、去年、1年前に見たあの光景になってしまうんです。これは鳥取西部地震があつた程度だったから、もうあれ以上は来ないわともし町民の皆さんが思っておられるなら、私はそれは大きな間違いですよと、きょうの一般質問を通して言いたいですね。この辺、防災監、どう思われますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 実は、今、町長の答弁の中にもございました、南海トラフ地震という話がございます。実は東北の際の地震の際には犠牲者が1万8,000人、死者、行方不明者、出ました。一応国が発表しております死者、行方不明では、南海トラフ地震におきましては3万2,300人の方の死者、行方不明が出るというふうに言われております。先ほど白川議員もおっしゃったように、日ごろの備え、そういった自主防災組織の活性化、これをもっと強固なものにしていかなないと、この今すぐ来るであろう南海トラフ地震、いつ来るかわからない南海トラフ地震の備えということが大事じゃないかというふうに私は考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 今、南部町は防災計画っていうのをつくっておられますよね、今ちょっと手元にあるの、これですよ、こういうものなんです。最新版ですよ、平成24年度につくられました、5年前ですか。このときの、これつくるに当たって想定って出ますよね、地震に特化していえば。何でもそうですけど、想定がないと、どんな計画でどんな対応するかって

わかりませんもんね。その想定のお話をちょっとここでしてみたいと思います。

町民の皆さんもちょっとチャンネルを変えずにそのまま聞いていただきたいと思いますが、さっき私、ちょっと触れましたよね。鳥取西部地震のときは倒壊数が45棟でした。死者は、不幸中の幸いでおられませんでした。ところが、この想定ではどうなってるかということ、まず震源は鎌倉付近、あれですよ、鎌倉南方断層帯、あの憎たらしいやつですよ、あれ。そして時期が冬、そして冬の夕方、考えられる最悪の想定がされておられます。そしてマグニチュードはやはり7.3。さっきから出てますよね、7.3、7.3って。もうこれ覚えましょうね、7.3。もうこれが恐ろしいエネルギーだということですね。そして全壊数631棟、死者10名、負傷者181名。ライフラインは全てオールダウンです。これつくったときだったら、5年前だったら、えっ、ちょっとオーバーじゃないのって言われたかもしれない。ところがこれつくって3年後に何が来たか。熊本地震です。いわゆる放出されるエネルギーの向きが変わったんですね。だから今のこの内容というのはリアルなんです。これ町民の皆さんに教えてあげますとね、リアルな想定があるとリアルな訓練ってできるんですよ。ただ訓練してちゃ規模がわかりませんが。これを町民の皆さんにも、この規模で訓練してみたらどうですかってPRされたらどうでしょうかという質問にしましょう。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 訓練というお話でございます。実はここ二、三年、地震に関する訓練、ちょっと行っておりません。実は29年度秋、10月から11月ぐらいに計画してるんですけども、10月か11月でございますが、町内全域でこの地震に関する防災訓練を計画いたしております。その際に、今、白川議員がおっしゃったような、そういったことも踏まえた最大級の地震を想定したそういった訓練も取り入れた上で、こういった災害に関する町民の方への啓発活動を行っていきなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） では、防災監、10月から11月にかけて大規模な訓練を予定されているということですので、先ほど来、私の言っておるお願いもちょっと編み込んでいただいて訓練していただきたいと思います。

やはり、きょうの質問は、先ほど想定にありました死者ゼロ、これを一人でも減らしたいんですね、防災監。もう死者ゼロにしたいわけです。そのための備えをどうしたらいいのかということ、今町民の皆さんに言っとる、メッセージとして言ってるわけですから、ぜひ町民の皆さんも自分のこととして捉えていただきたい。そのためには、まず災害をイメージしていただきたい。

これはインターネット等で見れますのでね、災害ってどんなもんだっただかな、忘れてもインターネットで見れますし、そのときの瞬間の映像だとか被災された人のコメントも見ることもできます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

災害というのは、平凡な日常から苛酷な非日常へと一瞬で変化していきます。これは私たち被災したときに、じゃあ一瞬に変わるか、スイッチのようにオンとオフがぱっと切りかわるかといったら、なかなかそうはならない。ぼうっと立ち尽くしますよね。あの映像見るとたくさんの方が外でぼうっと立ち尽くす、放心状態。ああいうことになるわけですから、備えた人と備えない人では、その後さまざまな影響が出てくるわけでありませう。

ただ、その一方で、この非日常を、また私たちってどこかで楽しむことってあるんですよ。防災監、わかりますか。非日常を楽しむ。これは熊本地震の被災後でこういう話が実は出てきました。何のことかという、キャンプのことなんですね。この時期キャンプしたりするんですけど、あのときはアルピニストの野口健さんという方でしたでしょうか、熊本地震後にキャンプを勧めて、今、防災コーディネーターさんが、楽しみながら防災を学ぶというところでさまざまなキャンプを勧めておられます。その中で一番簡単なのが、これいいなと思ひたのが、自宅でキャンプ。テントがなくてもいいんですよ。ただ、一つルールがあつて、やっぱり電気を使わずに一晩過ごしてみたらどうですかというやつでね、御近所さんや独居の方がおられたら一緒にキャンプをしてみたり、友達としてみたりというようなことが今ちょっとささやかれておるんですけども、これを10月、11月あたりの訓練期間にPRできたらいいなと思ひます。

何でこんな話になつたかといひますとね、訓練訓練って言ってもなかなか盛り上がらないんですわ、これ全国的な話で。楽しいことをするための準備っていうのは、私たちって何かアクティブ、前向きにやるんですね。例えば家族旅行だとかお祭りの準備というのは楽しいわけですから結構前向きにやるんですけども、そこを実はうまく取り入れてまして、キャンプの中でさまざまな防災の備えを身につけてみようじゃないかというようなことなんです。防災監、どうでしょうか、ちょっと頭の片隅に。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） キャンプというお話をいただきました。実はちょっと私も今頭の中で、そのキャンプで、そういったライフライン等が途絶えてしまつて食料等も底をついたような状況になつた場合等のことを想定した訓練というふうには考えておりますが、御家族の中には御高齢の方もおられますし、ちょっと病の方もおられる、病気の方もおられるかと思ひます。その辺も踏まえまして、全世帯この訓練を実施できるかどうかというのはちょっとここでは即答はで

きませんけれども、10月、11月に備えまして、そういったことも加味しながら訓練の中に入れていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） いきなり全世帯ということにはなかなかならないと思いますが、できる方から自主的に、お友達なり、仲のいいお友達とか親戚同士でちょっとやってみられると、いざというときにどんなものが必要でどんなものがそろっていたらいいかというのが実際体験の中からわかりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、3番目の質問の教育委員会さんのほうにちょっと質問してまいりますけども、私、びっくりしました。ぶっちゃけ話、そんな訓練されてないと思ってましたからね。各教科の中にもうまく編み込んでいくというやつですか。これ、もしかして25年度か、あのあたりで県の教育委員会から出されました鳥取版防災教育の手引、120項目ぐらいある、あの中からやっておられるってことでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。平成20年に指導要領が変わったんですけど、そのときに、食育の推進とともに安全に関する指導というのが新たに加わりました。それに伴って翌21年に健康安全法という法律も施行されて、学校も安全について取り組んでいくんですけども、3・11の地震もありましたよね、その後、教科書も新しくなりまして、その教科書の中に本当に防災の視点を入れた教材が、今、図書館にも教科書ありますので見てほしいんですけども、多く含まれています。それを本当に系統的にやっていくということが、県も町もそういう教育を進めてるところだと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） いや、恐れ入りました。私、されてないんじゃないかと思って質問かけたわけですけども、されているわけですね。

テレビ見ておられる方も、どういうことかという、例えば家庭科という授業があるとすると、先ほどもちょっと触れましたけど、野外でクッキングとか、電気等一切使わずにキャンプのようなクッキングをやってみたり、理科では天気の変化と自然の仕組みとか、社会では、被害を減らすさまざまな取り組みしてる人がいて、そういう人たちを勉強するとかですね、体育では応急手当や簡単な担架のつくり方とかですね、今やってる教科の中でさまざまな防災教育が編み込めるようになっていて、それも実践されている。わかりました。終わります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁よろしいですか。

○議員（５番 白川 立真君） 答弁をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 白川議員の導入のプレートの話も、まさに中学校の理科で出てきます。

○議員（５番 白川 立真君） あ、そうですか。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） はい。

それで、もう一つ申し上げたいのは、そういうふうには各教科、９年間を通してちりばめられてはいるんですけど、やっぱりそれが頭の中の知識理解におさまってはいけないと思うんですね。先ほどもリアルな体験とおっしゃいましたけど、本当にそこが今の子供たちには、バーチャルな世界に生きている子供たちに本当に一番大事なところで、そここのところは学校教育だけでは本当に限界があるんですよ。そういう意味で本当に防災教育というのは地域ぐるみで、先ほど防災監も町で全体的な避難訓練も行うとおっしゃいましたけども、そういう場に本当に小さい子供たちも出て一緒に取り組んでいくということが今後必要になってくるし、重要なところだと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で５番、白川立真君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は１３時２０分にします。

午後０時０４分休憩

午後１時２０分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

８番、板井隆君の質問を許します。

８番、板井隆君。

○議員（８番 板井 隆君） ８番、板井隆です。議長からお許しをいただきましたので、通告をしております３点について質問いたします。御答弁のほうよろしくお願いします。

最初に、前回の３月定例議会において、長年の懸案事項でありました水道料金の統一と３年後の料金改定の条例が可決されました。料金の統一には、町からの基金、３年間分の補填として１億１,５００万円が投入されています。この条例改正では、各議員からさまざまな討論がなされた中で、料金統一は評価しながらも、公営企業会計の本質を逸脱した料金統一に対する議論も多

くあったと受けとめております。水道料金を3年間据え置くのではなく、また3年後の値上げも、まだ安定経営に至らない、このような状況を、早いうちに一定量の料金値上げを計画することで水道事業の将来を安定した状況にすべきとの考えから質問をいたします。

1つ、平成28年度の決算見込みと今後の見通しについて。2つ、累積欠損金と留保資金の見込みについて。3点目、喫緊で施設更新の計画があるのでしょうか。4番目、公共料金審議会に再諮問を行い、安定した水道事業を優先する考えはないか。この質問は、きょうのトップバッターでありました三鴨義文議員からも同様の質問がありましたので関連的な質問になってしまうと思いますけれど、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

次に、町内の農産物直売所の現状と育成支援についてです。町内の農産物直売所は、緑水湖ふれあい市、法勝寺まごころ市、めぐみの里直売所、特産センター野の花の各施設の運営と育成支援について伺います。

それぞれの直売所は、開設以来、約20年弱にわたり農業生産者の就農意欲の源として農地の保全に多大な役割を果たし、各施設では地域の憩いや情報交換の場として、さらには買い物難民の食料調達場の場として、南部町の再活に大きな役割を果たしてきたとっております。施設運営について、直売所の現状は、近年、会員の高齢化や買い物のお客様の減少により大変厳しい運営を強いられていると聞いております。

そこで、行政としてこの現状と育成支援の対策について伺います。1つ目、各施設の運営状況の把握について、2つ目、これまでの育成支援について、3つ目、今後の育成支援と対策についてお伺いをいたします。

3番目は、ジビエ料理の振興についてです。

「食のみやこ鳥取県」として、ジビエの全県展開に向けての取り組みが進んでおります。南部町もイノシシ解体施設がありながら、需要と供給のバランスがとれないことから有効的な施設利用がなされていないとっております。解決策の一つとして、ジビエの振興とブランド化が必要であり、県東部1市4町で狩猟者、獣肉処理業者、食肉販売店、飲食店などが連携し、いなばのジビエ連絡協議会が設立され、ジビエ料理の研究、商品の開発が進んでおります。ことしの1月には米子全日空ホテルで全日本司厨士協会米子支部主催で鳥取県食のみやこ推進課の後援があり、ジビエ料理の試食会が開催され、いなばのジビエ連絡協議会のジビエコーディネーター、米村さんからの講演も聞くことができました。また先月には、鳥取ジビエの全県展開に向けた意見交換会が中部総合事務所で開催され、我が町からも担当産業課と緑水園のほうからも出席されたと聞いております。さらに近日には、緑水園と食のみやこ推進課との協議もあったと聞いております。

県としては、解体は各施設で対応しながら、ジビエの加工、販売、料理の開発については西部地域全体としての取り組みに期待をしているようです。町の解体施設の稼働推進にも率先し進めるべきと思い、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目、28年度のイノシシ捕獲の現状について、2つ目、イノシシ解体施設の現状について、3つ目、町内料理店でのジビエ料理提供の現状について、4、町長が発起人となって南部市町村にジビエ推進の働きかけができないか、以上の点についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、板井議員から3点質問いただきましたので、順次御説明をしたいと思います。

まず1点目、水道料金について御質問いただきました。平成28年度の決算見込みと今後の見通しについてということから御説明したいと思います。

平成28年度決算の報告につきましては、9月の定例議会におきまして詳しくごらんいただきますが、当初の見込みより大変効率的な財政運営ができております。主な原因としましては、収入面において、商業施設や集合住宅の増加で前年度並みの給水収益を得ることができたことや、また一方の支出の面でも、支払い利息等企業債に係る費用や修繕費を抑制することができたことが上げられます。しかし、三鴨議員の御質問にもお答えしましたとおり、耐用年数を超えた老朽施設の増加に伴い、修繕費等、施設の維持費用変動を予測できない状況が続いており、現状を楽観できないものと感じています。このことから、今後の見通しとしては、施設の更新を適時行い、維持管理に係る経費を低減させていかなければならないと考えております。

次に、累積欠損金と留保資金の見込みについて御質問いただきました。累積欠損金につきましては、料金統一のための料金改定に伴う減収により、平成29年度以降はさらに増大する見込みです。留保資金につきましても、平成29年度以降は資金を留保できない状況が続く見込みでございます。

3点目の施設更新の計画についてでございますが、三鴨議員の御質問にお答えしておりますとおりでございますが、全ての老朽施設を一時に更新することは当然できませんので、当面、老朽化が著しい東西町と円山の水道管について、平成30年度以降、年次的に布設がえを行いたいと考えています。

4点目の、公共料金審議会に再諮問を行う、安定した水道事業を優先する考えはないかとの御質問でございます。これも三鴨議員の御質問にお答えしてるとおりでございますが、3月の定例

議会で御承認いただき、既に条例が施行され、広報により広く町民の皆さんに御案内しており、必要な予算も執行されている状況でございます。まずは、これから3年間の経常収支の状況を注視した上で平成32年度以降の料金水準を展望していくことが重要であろうと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問事項に、町内農産物直売所の現状と育成支援について御質問を頂戴いたしました。

平成28年度の各直売所の売り上げと会員数は次のようになっております。まず緑水湖ふれあい市ですが、売上額1,275万7,000円、会員数105人。次に、法勝寺まごころ市、売上額1,113万6,000円、会員数は52名でございます。次に、めぐみの里直売所ですが、売上額409万8,000円、会員数は44名です。次に、特産センター野の花ですが、売上額は1,461万4,000円、会員数52名でございます。野の花以外の施設は売上額が前年より減少しており、会員数は全ての施設で減少傾向にあります。

次に、これまでの育成支援についてということですが、育成支援という形では携わってきていませんが、各直売所とは指定管理協定を結んでいることもあり、施設修繕の際の費用負担など、直売所を運営するに当たってのサポートをさせていただいています。また、めぐみの里直売所は、高齢化により売上数、会員数減少のため厳しい運営状況にあることから、施設の使用料を平成28年度から減免しており、今まで売上額の2%を使用料としていましたが、1%に引き下げを行っています。

次に、今後の育成支援と対策についてとの御質問でございますが、各直売所とも生産者の高齢化により会員数が減少してきており、このままでは組織の運営にも支障を来すのは目に見えています。直売所は、新鮮でとれたてであり、生産者がわかり、安心して消費者が購入できることで固定客もあり、直売所の存続は、生産者、消費者の両面からなくてはならない施設であると認識しております。

また、4つの直売所の合計売上額4,260万5,000円とあるように、金額的に大きな数字であり、生産者に与える生産意欲も強いものと思われます。そのことにより、農地の維持、高齢者の生きがい、健康維持対策として重要な役割を果たしてもらっていると感謝しています。町の行える支援は限られるものと思いますが、売り上げが減少している理由が生産者の減少のためなのか、消費者のニーズがなくなったのか、各直売所の皆さんと十分話し合いをする中で一緒に考え、直売所の広報、PRをしていきたいと思ひます。また、会員の高齢化を改善するために、仕事を退職された方などが、畑に出かけ野菜をつくる楽しさや直売所での生産者同士や消費者との交流を感じてもらえることが必要であると思ひています。

3点目として、ジビエ料理の振興について御質問いただきました。

平成28年度のイノシシ捕獲の現状についての御質問にお答えいたします。平成28年度には、有害鳥獣捕獲で西伯地区483頭、会見地区157頭、合計640頭のイノシシが捕獲されています。これは、平成27年度の西伯地区308頭、会見地区83頭、合計391頭に比べ、6割強の増加となっています。

次に、イノシシ解体施設の現状についてでございますが、解体施設は、緑水園に利用許可を出し、使用させています。平成27年度には71頭、平成28年度には87頭のイノシシが解体処理され、緑水園が買い取っています。

次に、町内の料理店でのイノシシ料理提供の現状についてとの御質問でございます。現在、町内では緑水園でイノシシを素材としたメニューがあるほか、加工品、ぼたん鍋セットの販売を行っています。町内のその他の店舗では、イノシシ料理を扱ってるとは伺っておりません。以前、町内のゴルフ場のレストランでイノシシ肉を使ったメニューを試作しましたが、原価が高いためお店で提供するまでには至らなかった経緯がございます。

次に、町長が発起人になって西部町村にジビエ推進の働きかけができないかと、こういう御質問もいただきました。現在、県東部では、狩猟者、獣肉処理業者、食肉販売業者、飲食店が連携し、いなばのジビエ推進協議会が設立、県や市町村の支援も受けながらジビエ推進を行っているところでございます。協議会では、県の委託事業として販路開拓や取引仲介、加工品やメニューづくりの支援、解体処理講習会の開催などを行い、ジビエの利用推進を図っていると聞いております。県では今後、中・西部にも協議会を設立し、全県的なジビエ利用促進を推進することを計画しているとのことでございます。町では、イノシシを初めとするジビエの利用促進に当たっては、新たに協議会が設立された場合には参画し、県や関係する団体、民間企業と連携を図りながら協働して体制づくりを進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君の再質問を許します。

板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

そうしますと、質問の順番に沿って再質問をさせていただきたいと思っております。

まず水道料金ですけれど、これ、さっきも言いましたように三鴨議員が質問されて、町長の答弁をしっかりと私も聞かせていただきました。やはり、まず統一料金を優先し、料金改定については地区間のわだかまりを緩和する方策をとりながら実施をした、事業が安定する収益確保には至

っていないということは町長も認めておられますし、もちろんそれに対して基金を取り崩しているわけなんですけれど、きょう答弁の中で言われた3年間、これは条例で決まりました。これはまだよしとしなくちゃいけない、私も賛成をした立場ですのでそれはよしとしないといけなかもしれませんが、です。やはりこの1億1,500万というお金が、私にとってはどうしても、もったいないとは言いません、これも町民の方のためですので、そして統一するためのものだったと思います。三鴨議員のときにも答弁されたと思いますけど、町長の政治信念、理念というものが、また町長に立候補されたときの町民の方の声を十分に反映した決断であり、条例の作成であったというふうに思っておりますけれど、この1億1,500万、それと3月の議会の際に、そのときはまだ上下水道課がありました。課長のほうから説明を受けたときに、その3年後値上げをしても、その不足額がまだ5,800万ぐらい足りない、これもまた取り崩しをしていく、そういったようなつもりで町長としては今現在もおられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。三鴨議員にお答えしたとおり、何分この3月に決まったばかりです。1年間、例えばやってみて、決算値を見ながら順次、議会の皆様方や職員たちと議論をしながらその行方というのはしっかり見ていかななくちゃいけないと思います。まずは3年間の中でどう改善していくのか、その途中の中でも、これは当初見込んだものよりもたくさんの修繕や、または先ほど白川議員がおっしゃいました、いつ地震や災害が起きるかわかりません。そういうことに対しての突発的な事態になって、今はそういうお金を使い方をするとこではないという判断をする時期も来るかもしれません。しかし、そうではない中では、じっくりと皆様とお約束したとおりのまずは3年間の決算状況、それからその次の経営改善については少し時間をいただきながら、修繕をどこの部分はしていくのか、どこの部分はやめていくのかも含めて、水道の今後10年、20年のスパンでの経営のあり方というものを見ていく、そういうことによって将来の水道料金のあり方、さらにはどうやってその額を皆さんからいただくような方向をとっていくのかと、こういうことの議論を近いうちにはまたスタートさせなくちゃいけないと、このように思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） やはり決めたこと、決まったことは粛々とやっていくというのが一つの理想かもしれませんが、そういった町長の決意のもとで、先ほど28年度の決算の見込みの今後の見通しということをお聞かせいただきました。自然減少、人口は減っても、今、社会現象で南部町は鳥取県で一番人口がふえていってるといふふうにも言われている中で、水道もあ

る程度確保はでき、そして水道統合もできました。安心、安全な水を旧西伯の住民も飲めるようになった、そういった中での多分28年度の結果ではないかなというふうに思っておりますけど、その点について、もう一度町長の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。課題は、水道はライフラインでございますので、いろいろな課題が出てくると思います。例えばバイパス沿いに何か一つ施設をつくっても、バイパス沿いが一番ライフラインの弱いところです。電力はありません。水道也没有。ケーブルテレビもありません。これ全部、何か一つをやろうと思えば全部設備投資を行政がしなければならぬ。もちろん道路も町道的には非常に脆弱なところでございます。これから先の10年、20年を考えた場合にバイパスの周りをどうするのかとか、そういうことも十分な検討が必要になってくようと思います。それと並行して修繕しなくちゃいけないところや、またはさっき配水池の話もありましたけれども、人口が将来的に減っていくのであれば、ここは配水池は少し我慢してでもほかの配水池を使う方法はないだろうかとか、そういうあらゆる手段を考えたり、それから、これからの行政需要をどう見るのかということが必要であろうと思っています。人口は間違いなく減っていきます。減っていく中であってどうやって水道を守るかということを、また議会の皆さんと十分御議論したいと、このように思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。

先ほど言われた、要は公共料金のあり方というものもやはり考えていかななくちゃいけない。前回の、私も討論でさせていただきました公共料金の姿というものはどういったものであるかということ、これは水道、蛇口をひねればいつでも水が出てくるという安心、安全なことがまず第一なんですけれど、それには先ほど言われたように料金がかかってくる。設備の投資をし、そして水を送るための毎日の電気代も含めてそれだけのものがかかって、その中に水道料金というものが発生してきている。電気にしてもそうだと思います。そういった中で、町が今回1億1,500万という貴重な基金を取り崩し、また、将来的にもまだまだ安定した経営にするためにはまだお金もつき込まなくちゃいけないという今の現状では、説明では私たちはそういうふうを受けています。やはりそれを少しでも早く安定した経営に持っていくということが、まずは大切なんじゃないかなと思います。累積の欠損金、前回のときに1億円を超えるというふうに答弁されたと思います。そして留保資金も、先ほど三鴨議員のときに言われました留保資金は800万円ぐらいですか、ちょっとした工事をすればその金額なんていうのはあっという間になくなってしまふ。

町長言われました2年間分ぐらいは持っておけばいいと、その2年間というのは幾らぐらいなものなのか、そしてこの800万という留保資金、そして欠損金もあります。そういったものの今後の見通しや対策ということについては、課長でもいいですけど、どういうふうに計画をしておられますか、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。見通しというのを、この今後の3年間の中で把握といたしますか、検討していきながら見据えた上で計画を立てていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 田子課長はこの4月に課長になって、今までは建設畑であって、今度は新しく上下水道も担当しなくちゃいけないという大変重責を新課長としてやっていってもらわなくちゃいけない。やはりこれだけ水道問題が議員と執行部との間でやりとりがあったというのは、もう十分に承知をしてもらってるというふうに思います。ただ、やはりもう一度認識してほしいのは、議会としては、このままの今の状態ではだめだよ、もうちょっと早くいろんなことを対策していこうよということを何人もの議員が提案をしているところですので、その辺を十分に考えながら対応をして、大変ですけど対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もう一度、町長に伺います。喫緊の施設の更新については、もう三鴨議員に言われたとおりです。確かに必要なところ、劣化が激しいところ、もう耐用年数のないところ、東西町や円山地区、そういったところから始めていくということで、30年からですか、やっていかれる、その長期的なスパンで10年ぐらいでって言うておられたんですが、そのくらいそういった水道管というのはもつというふうに、僕らも安心して考えていいもんなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。水道もそうですけども、下水道も、それから一般のライフラインの道路も、新たにつくることも必要ですけども、長寿命化をさせるということが大事だろうと思っています。この資金をどういうぐあいに確保するのは、水道ばかりじゃなくて全てのトータルに考えていかななくちゃいけない課題だろうと思っています。下水道施設も全くそのとおり、並行して老朽化が進んでるわけですし、これをどう維持管理するのかということも大事な課題です。そういうものをトータルで今検討の課題についてまして、かなりの年間維持費というものがかるということがわかってきました。公共施設を全部維持した場合には莫大なお金

がかかってくる。そうすれば、一部の公共施設は続けるのかやめるのかを判断するというのも、また議会の皆さんと御相談するような時期が近いと思っています。これまでつくってきたものが、人口縮小する社会の中であって、あるものについてはやめていくという選択肢もこれはなければうまく回らないと、住民の御負担ばかりが多くなってしまうと、こういうこともあろうと思います。今回の水道問題もその中の一つとして、少し中長期的な展望に立って改善するもの、それからやめるもの、必ず維持修繕しながら長寿命化を図るもの、こういう仕分けを、少し時間をいただきながら効率的に運営するための方法を模索したいと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。

やはりそういったような、多分このライフラインを確保、安全、安心を守るためにはまだまだこれからお金が必要なんだという、そういった現状でありながら、しつこいようですけど、そういった基金を取り崩したということ、これは否めないところじゃないかなと思います。やはりそういったことが先にある程度もう決まってるわけですので、やはりそれを少しでもそちらのほうに優先的に回すことができる、そういったやはり水道料金の体系を構築していただきたいということをお願いをと思ってたんですけど、公共料金審議会の再諮問をしませんかということ、私言ったんですけど、3年間はということだったんですけど、その再諮問、その3年間という期間とそれから再諮問できないというその3年間は、なぜ3年間なのか、再諮問できない理由というものをもう一度、町長のほうから答えていただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。決して3年に私はこだわっていません。先ほども言われましたように、それは一定のルールの中で3年か5年の中で公共料金は考えるものだと、そのぐらいのペースで考えるものだということですが、三鴨議員もおっしゃったように、毎年でもやっていかなくちゃいけないのかもしれないかもしれません。ただ、今やったことが、この3月にやったことの決算だとか、そういうものを一回じっくりと皆様と膝を交えてその数字を見て、その方向性を探したいと、このように思っています。私どもが住民の皆さんに御説明した内容が大きく隔たって、このようなことを続けていると非常に厳しい状況が見えるんだということであれば、朝令暮改のようなことも私は町長としてしなくてはいけないだろうと、このように思いますが、その数字がまだ何もない中では皆様に御説明するまだその資料がございませんので、もうしばらく、今始まったばかりのこの新たな金額やルール等をもうしばらく見ていただきまして、またその都度、御議論いただけませんかでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。

前回の3月の白川議員の定例議会のときに町長は、政治倫理というものに対して、心情倫理と責任倫理だというふうに話をされました。心情倫理に流されてはならない。いわゆる住民警護をするような口当たりや耳ざわりのよい言葉で将来に大きな負担や迷走を与えてはならないということをおっしゃられています。町長の政治倫理、政治信念をもっと前向きに早く実現をしていただきたいということをお願いして、そして、繰り返しそのときも言っておられます。近年の水道事業会計の財政は大変厳しい状況になっている、それも2回答弁の中で言っておられました。やはりそういったところを町民の方に十分説明をしていきながら対応をしていただければということに思いますので、それをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、農産物直売施設についてなんですけれど、近年、日吉津のアスパルや、それから道の駅ということで、近くでいけば県外ですけど安来のあらエッサとか、それから日南とか江府町とか道の駅がたくさんできていて、結構大規模なものが直売所ができております。そういった中で多分お客さんも離れていってる。南部町にある施設は非常に小規模な施設です。そういった中でも約20年間。28年の売り上げは聞きました。私も各施設の会長さんとこに行っていていろいろと話も聞いてきました。ふれあい市では、多いときでは2,200万ありました。まごころ市では2,000万ありました。めぐみの里では670万あったというふうに言っておられます。答弁の中にありました生産者の高齢化なのか、消費者が離れていったのか、そういったことについてなんですけれど、過去この約20年間の間、指定管理を受けているので決算状況はよく知ってるというような答弁だったと思いますが、産業課の仕事の中に、こういった農産物加工施設の支援を行うというふうに業務の中にあります。もうちょっと具体的に、どのような支援を町としては対応してきたというふうに思っておられるのか、実際にしておられたのか、その点についてお願いをいたします。課長でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。個別の支援を具体的にということですが、今ここでこういうことをやってきましたということは申し上げられませんが、それぞれの市のほうで、やはり自分たちで頑張っておられるというところがございます。答弁でも申し上げましたように、施設に対するそういう補助といいますか、修繕等ですね、そういったことと、あとは、今だんだんと人数が少なくなったり経営が苦しくなったということの相談ということでの相談業務ですね、そういったことでの支援ということがかかわっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。

そうなんです。多分ね、今までそんなに支援というものを本気で考えてやっておられなかったと。それは何かというと、今までは自分たちでできたからです。その中で対応ができて、自分たちで電気代もある程度も払い、使用料として払ってるところもありますけれど、払いながら、立ってもら立場の人の人件費も払いながら、それでやっていけたんですけど、今言われました28年度の売り上げ、これは28年度12月末現在ですね、1年間で1月の1日から年末です。その中で今現在どういうふうになってるのかというと、過去、調子がいいときには、生産者の方が出されます、その手数料で施設を維持管理していったんです。非常にいいときには10%ぐらいの手数料で賄えたんです、この多分2,200万とかあったときですね。今現在何%になってるかということ、ふれあい市は20%、まごころ市、めぐみの里は17%なんです。野の花は低いです。低いのは何かというと、野の花の職員さんが出された品物をそこで計算しておられるから人件費が要りません。だから低くてもやっていってる。その分、野の花の職員の方は多分大変苦勞をしておられるということだと思いますけれど、それでも実はまだ足りないんです。足りなくて、会員になったときの、会員として入会金を払います。それは別途の基金で積み立ててあるんです。それも取り崩しながら、今その基金さえも底をついてきているというのが実は現状なんです。やはりこういったときこそ町の支援を、決してお金を落とせとは言いません。20%では、17%では、生産者の人もつくる意欲というものが半減するんです。最低でも15%、そういったところを支援をしていくとか、そして各施設の連絡協議会でもつくって皆さんで相互の悩み事とか状況を話し合って、じゃあこうしていこうか、僕らはこうしてるよというようなことを、やはりそういった窓口として対応してもらいたいというふうに思うんですけど、課長、どうでしょう、その点について。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。議員がおっしゃられることは、やはりもっともだというぐあいには思っております。以前も道の駅という構想の中で農産物の直売所という問題も上がってきておまして、その中で各市の代表者の方にお聞きするには、そういう連絡網ありますか、協議会ってありますか、そういったところで話をする、相談をするというような場、または一つにまとめるってありますか、そういうことも含めてやってもらいたいという声も上がってきておりましたので、手数料の問題も含めまして今後も検討していきたいというぐあいには思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 私もずっと会長さんと話をしましたと言いましたが、出会うたびにいろいろと話をさせてもらってます。ある生産者の方からも、今、課長が言われたように、それぞれでいけないならばどっかに1カ所に集中しようやというような話も、一般質問するっていったらそうって言えって言われた方もあったんですけど、私はその方に個人的に話をしました。いや、まずは今ある施設をどうやって自分たちで管理をしていくかということが大切です、それがまとまったからって、それがよくなっていくという保証もない。さっき言ったように生産者の人は高齢化してるんです。緑水湖のふれあい市に持っていくまでが実はやっとなんですね。本当にそれを1カ所にするならば、前、地域おこし協力隊が対応しかけていた庭先集荷をしたりとか、その辺までも多分対応していかないとそれはできないんじゃないかなと。今ある場所だったら自分の車や、人によっては自転車で、歩いて持ってこられる方があります。そういった人たちをまずは大事にしなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。各それぞれのこの農産物の販売施設の状況を課としてもう一度確認して、各場所場所の思いがあると思いますが、その点について対応してやろうということ、まずは約束していただけないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。議員がおっしゃられますように、それぞれの直売所の現状というものを十分に把握しまして、やはり産業課としまして、農産物の販売及び農業の維持、農地の維持というものにもつながっていきますので、そこら辺も含めて話し合いという場も持ちたいというぐあいに考えます。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。前向きに返答していただいて、私も初めて何か一般質問してよかったなって思うような気がします。

やはり農産物、特に法勝寺とかでは、買い物が大変不便な方がたくさんおられます。やはりあの場所はなくしちゃいけないと思いますし、そういったところに生産者として、高齢化してきてるんですけど、持ってきてやろう、出してやろうという人がそういったような気持ちになるような対応を、ぜひとも町としてこれから対応していただければというふうに思いますので、切にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

次に、ジビエ料理の問題です。

私、今回のこの一般質問にしようと思ったのは、ことしの1月でした。全日空ホテルで、さっきも言いましたが、そういったジビエ料理の試食会ということで全日空ホテルの調理長、管

原さんっていうんですけど、その方とかがされて、来いやって言われて声かけてもらった、そこに町長にも声かけ、そして産業課にも声かけ、一緒に行っていただきました。そのときに町長はちょっと都合が悪くて行けなくて副町長行かれたんですけれど、副町長、その試食会、出席をしてみてもどういふふうに率直に感じられましたか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議員がおっしゃいましたように、1月にありましたこの試食会のほうに出席をさせていただきました。大体ジビエの料理っていいのですが、人によって当然違うとは思いますが、割と多くの方が感じておられるのは、割とかたいとか、あるいは臭みがあるとか、そういうようなイメージを持っておられる方が多いのかなというふうに思うんです。私も多少そういうところもあったんですが、実際そこで料理を調理されたものを試食してみましたけれども、非常に食べやすく調理がしてありまして、そんなにかたくもないですし、本当に何か、ああ、これがジビエかいなっていうぐらいの感じで感じました。ほかの方も、そんなにたくさんの方とお話ししたわけではないんですけれども、やっぱりちょっとイメージが違ったみたいなのを言っておられる方もいらっしやいまして、やっぱりいろんな調理の仕方によっていろんな活用の仕方があるのかなと。ただ、ジビエということで、やっぱりそれなりの味わいというか、その特徴というのをもっと出したほうがいいじゃないかというふうに感じられる方もおられると思いますし、それから逆に食べやすいほうがいいよという方もおられると思いますので、その辺は人によって違うと思いますが、そういういろんな可能性があるのではないかなというふうにしたのが率直なところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ありがとうございます。

確かに料理、いろんな料理が工夫されてたんですけど、やっぱりチーズとかソースとか、そういったもので味をつけると、どうしてもイノシシの本来の、イノシシといいますか、肉の本来の味としては少し離れて感じられたかもしれませんけれど、やはりそういった逆に言うと料理もできるんですよ。イノシシ肉のステーキではなくて、そういったチーズとかそういったソースをかけて食べる、そういった食べ方もあるんですよというのが多分、試食会だったんだろうなというふうにして私も食べさせてもらった、まさにそのとおりだなというふうに思いました。

最近のイノシシの捕獲数、先ほど町長のほうから答弁もありました。本当にたくさんとれてるんですね。西伯地区で483頭、会見地区で157頭ということでなんですけれど、実は前回のジビエ振興についての取り組みについての倉吉であった分のちょっと資料をもらった中で、全

県下を見ましても、イノシシの捕獲、今から10年ぐらい前ですと、イノシシの有害時期に捕獲されたものが2,254、それから狩猟期に捕獲されたものが1,814、4,068。そして27年度の実績が書いてありました。有害時期にとれたのが6,351、狩猟期が2,020ということで、要するに有害として捕獲される、要するに狩猟期といいますと11月の15日ぐらいから2月の15日ぐらいまでですか、だったと思うんですけど、それ以外に捕獲される量が非常にふえたというのが現状で、その時期ですと3倍以上イノシシがふえてるとというのが現状なんですけれど、多分それは山の姿がだんだん悪くなってきて餌がなくなってきたから、多分、里のほうにおいてきてるんじゃないかな。こちらに、西伯、会見地区のところを含めて南部町についてはやっぱりそういうような現状なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。今言われますように、南部町、有害時と狩猟期の具体的なとれた時期っていうものを今ちょっと持ち合わせしておりませんで、ちょっとお答えかねます。申しわけありません。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 多分同じ現状だと思うんですね。実はジビエにするには、この冬の時期にとれた肉が実は一番おいしくて、一番今とれる時期の肉は余りおいしくないというふうに料理長も言っておられました。そういった中で南部町は、学校給食にこのイノシシ肉を提供しておられます。ことしの1月27日に提供してるということで、ちょうどこの資料にも書いてあるんですけど、このイノシシを提供しようと思われた理由、そして子供たちの反応についてはどうだったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。食育ということで、地元の野菜とかそういう肉とかを使う給食に南部町は本当に取り組んでると思います。直接子供に食べた感想とかは、その1月ですか、聞いておりませんが、特にマイナスの言葉とかそういう反応とかは全く届いてはおりません。

○議長（秦 伊知郎君） 板井議員、時間が少なくなりました。まとめる方向で質問してください。
板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） まとめたんですけど、もう一つ。一つの中に、イノシシ肉は高価であるためなかなか使いにくいということが、実はこれに書いてあるんです。どんどんさばくことができなければ多分安くできるでしょうし、逆に言えば、学校給食で出すならば、食材提供

で15%の手数料のうちの10%払ってるように、これに対しても支援をしてでも子供たちにジビエ料理を食べさせたい、1年間に1回でも2回でも3回でも食べてもらいたい、そういったようなことって考えられないんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長。（発言する者あり）

○議員（8番 板井 隆君） いや、支援してるのは教育委員会。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、答えますか。（発言する者あり）

総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。本当に高価ということで、なかなか給食1食の値段というのにも限られておりますので、でも子供たちのために、そういう地域を愛するという愛着とか将来のことも考えて、そういう面も今後考えていきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 実はその高価ということは、給食ばかりではなくて、全日空ホテルの調理長とかも言っておられるのは、高くて使えない、高いものをもうちょっと安くできれば、提供してもらえれば、もっともっと料理のメニューの中に加えていくことができますよ。そこで必要なのが、その捕獲して解体したものを貯蔵したりとかそこで加工したりする施設をつくらうというのが、今の食のみやこ推進課の考え方なんです。それを西部の地域が一つになってやっていけば、県としてもしっかりと支援をしますということもはっきりと言っておられます。町長に、そういったことの先頭に立ってほしい、ほかの町村がするならばひと私たちもするのではなくて、そういったことを町長が先頭に立ってやってほしいというのが私の最後のお願いなんですけど、どうなんでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私もイノシシは嫌いではありませんし、昔は何か薄暗いところで、これどこなのっていうような部位を食べさせてもらったのが非常においしかったと思っています。

ただ一方で、安全性だとかそういうものを確保するためには、やっぱり一定のルールというのがないと、ジビエを一般の食肉流通の中に持っていくことはできないだろう、また、それが高くなってるもとだろうと思っています。一般的にはNPO法人日本ジビエ振興協議会というのがあって、そこが非常に厳しい流通ルールといいますか、ガイドラインをつくっております。その一定のルールにのっとって狩猟をしたものを流通にのせるという手法を本当にこれから先できるのかどうかというのは、その道のやっぱり専門家の皆さんたちにお伺いしなくちゃいけませんけれ

ども、一般的にそういう食材で、今言われるトレーサビリティですか、いつ誰がとってどういう状態の肉が今誰の口に入るのかというところを確保するというのは、山でとってるものですのでやはり非常にそこが、単価を高くしてる原因はそこなんだろうと思ってます。何でもいいというわけにはならない。今進んでるところでは、捕獲までその会社がやると。生きてる状態で呼んでこいと。何月何日、どこで誰が撃ったと、撃ち落として何日にこういうぐあいに処理をした肉だと。そのぐらいまでしないと、今言われました一般流通のレストランで今度は買ってもらわなくちゃいけないわけですから、そういうトレーサビリティまで生かしたような流通ルール等ができるかどうかということが一つの課題だろうなと思っています。

もともとジビエは、ヨーロッパのほうで鉄砲を撃つおじさんのところにお金持ちたちがこぞってそのシーズンに行って、カモならカモの非常にあの臭みのあるにおいを食べるというぜいたくな楽しみ方なんだそうですから、本当はそういうところで鉄砲の玉が一つぐらい出たぐらいで大騒ぎをしないようなのがあれでしょうけども、日本でそんなことが起きましたら大騒ぎになるわけですし、ぜひともその辺の方向から、もし課題が克服できるようなことを県下の中でもできるということであれば、ぜひともそういう方向でやってみたいなと思っています。北海道のほうではイノシシの缶詰みたいなことを町でやってるとこもありますしね、いろいろな支障があると思いますけども、まずは売るためには安全第一でないといけないと、このように思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 最後、お願いだけして終わりたいと思います。

いみじくも緑水園の社長のところに話しに行ったときに言っておられました。たくさん解体をしてくれて持ってこられるんだけど、要は玉が入ってたりとか、血がどこで抜けてるのか、それによってはもう全く品物にならない。ぜひ狩猟される方にそういったことの講習もして、そして安全な肉を提供してもらえればそれなりの実績も上げていくことができるでしょうということをおっしゃられました。

それと、H A C C Pって御存じですか、御存じですか、H A C C Pって、これ書いてあるんですけど。（発言する者あり）はい。今、町長言われたのはこのことも大きく含まれてると思うんですけど、やっぱりそういったところもどンドン取り入れてやっていこうと今やってるのが食のみやこ推進課であります。ぜひともそちらの方向にも思いを向けていただいて、地元の肉が少しでもたくさん一般の方の口に入り、それがひいては生産者の方の少しでも農家の被害が防げる、そういった状況に持って行っていただければと思いますようによろしく願いをいたしまして、私の質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で8番、板井隆君の質問を終わります。

.....

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時40分にします。

午後2時18分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

4番、長東博信君の質問を許します。

4番、長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 4番、長東博信です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い3点の質問をいたします。

まず1点目ですが、法律の施行についてであります。

昨年12月9日に、部落差別という言葉初めて法律に盛り込んだ部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、12月16日に施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを認め、その解決に当たっては部落差別を許さない社会づくりが重要であるとした内容であります。この法律の意義については、1つ、部落差別が現在もなお存在すると認めたこと、2つには、部落差別が許されないものであることを明記したこと、3つには、部落差別の解消という目的を明記したこと、そして4番目には、部落差別の解消のための施策実施を国と地方公共団体の責務と明記したことであると私は理解をしております。さらに具体的な施策についても明記をされているところであります。この法律の意義について、町長並びに教育長の見解についてお伺いをいたします。

そして、法律が具体的な施策を示している3本の柱である1つに、相談体制の充実を図る、2つに、必要な教育、啓発の実施、3つに、部落差別の実態に係る調査、このことについて南部町では今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

次に、2点目ですが、働き方についてです。

報道によると、国のほうでは、働き方改革とあってあらゆる方面で改革を推し進めています。同一労働同一賃金という言葉が総理大臣が国会で何度も述べており、地方においてもさまざまな働き方がある中で、その仕事の特性や内容によって逐次見直しを図っていくべきと思います。特に中小零細企業の多い町村において、役場という職場は働く町民の注目の職場でもあります。行

政の職場が変われば、町内の働く職場環境も徐々に変化してくるものと考えます。無駄の排除、縮小、機械化などによる省力は既に取り組んでいることと思いますが、とことん省力すべきは省力し、つぎ込むべき業務、仕事には、一時的な労力を追加するなどして迅速な業務の進行につなげていくことが必要だろうと考えます。勤務時間や勤務形態など民間手法をも考慮に入れるような改善も地方行政から取り組み、変えていき、真に地方から働き方の改革につながり、働いて楽しい職場になればと考えますが、働き方について町長の見解についてお伺いをいたします。

また、個別で具体的な内容について、以下の点についてお伺いをします。1つは、南部町職員の正規職員と非正規職員の比率はどうなっているのでしょうか。2つには、職員の残業の実態について、どのような状況なのかお伺いをします。3つには、あわせて教職員の労働実態についてもどうなっているのか確認したく、お尋ねをいたします。

次に、3点目ではありますが、里地里山についてであります。

今回の定例議会開会に際しまして、議長より、今月は環境月間であり、このすばらしい里地里山を後世に引き継ぎたい、このように御挨拶があり、同じ思いでありまして感銘を受けたところであります。

さて、環境省が、平成27年12月に南部町全域を生物多様性保全上重要な里地里山に全国で500カ所指定のうち、町全体では7カ所、西日本では唯一の指定とされたこの自然豊かな南部町。私は里地里山とは、農山村に住み、営み、その自然と一緒に暮らせる文化だと考えています。ここに住みついて暮らしてきた先人たちが何代もかけて作り上げてこられたこのすばらしい農山村の里地里山を守り、将来に向けてどのように維持、継続していくのか。難しい課題かと思いますが、基本的な考え方を町長にお伺いします。

具体的な項目としては、1つに、里地里山の定義についてどのようにお考えなのかお伺いします。2つに、5年後、10年後、さらに20年後にどのような南部町の姿を想定しておられるのか、3つ目には、里地里山の農山村文化を継承していく担い手づくりはどのように考えておられるのか、また、その方策についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問をいたしますので、見解について御回答いただきたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、長束議員の御質問にお答えいたします。法律の施行について、働き方について、里地里山についての御質問をいただきました。教育関係の質問もありましたが、働き方の教職員の労働実態についての確認したい、このことにつきましては教育長のほうから答

弁をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、法律の施行について御説明を申し上げます。

まず、部落差別の解消の推進に関する法律制定の意義について、どう受けとめるのかということでございます。部落差別の解消の推進に関する法律の第1条には、現在もなお部落差別は存在すると明記されました。部落差別の存在を公的に認知したことは、差別の解消に向けて大きな一歩を踏み出すものであり、極めて意義深いものと認識しております。昭和40年の同対審答申に思いをはせながら、部落差別はもとより、あらゆる差別のない社会の実現にリーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

また、この法律には、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと定めています。町としましても、これまでもさまざまな施策を講じてまいりましたが、引き続き本法律の趣旨を踏まえ、取り組みの充実、強化に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、法律に示された3本の柱、1つ、相談体制の充実、2つ、必要な教育、啓発、3つ、実態調査の実施について、今後どのように進めていくのかというお尋ねでございます。

この部落差別解消法には、御質問いただきましたように、地域の実情に応じた相談体制の充実、人権教育及び啓発の実施、部落差別の実態に係る調査の3つの取り組みが示されています。

まず、1つ目の柱である相談体制の充実についてでございますが、本町では2つの隣保館にそれぞれ職員を配置し、担当地域の相談に応ずるとともに、専任の生活相談員1名を配置し、地区内相談への対応をいたしております。平成28年度の相談内容を見ますと、独居や見守りに関することが圧倒的に多く、生活や就労、健康や福祉に関することが続いています。人権にかかわる御相談は極めて少ないのが現状であります。また、人権擁護委員による人権相談窓口であります。平成27年の鳥取県人権意識調査によりますと、人権についての相談を市町村の人権相談窓口で行った人は、人権侵害があると感じている人の約3.2%となっております。何の相談がどこでできるのか、米子法務局の相談窓口とも連携しながら相談窓口開設の情報をしっかりと発信していくとともに、いただいた御相談を解決へ導く他機関との連携についても充実、強化していかなければならないと考えています。

柱の2つ目は、部落差別を解消するための人権教育、啓発の実施であります。本町では現在、年6回のカミエール・セミナーを通じて身近な人権課題について学ぶ機会を持ち、そのうち1回は必ず部落差別の問題についての学習に取り組んでいただいております。また、議員もよく御承知のように、地域での人権学習の場でも同和問題について学ぶ機会を持っていただいております。また

今年度は、県が作成いたしました部落差別解消法のCMを、部落解放月間中になんぶSANチャンネルで放映することとしています。このたび制定されました部落差別解消法の徹底周知を図っていくことが、当面の極めて重要な啓発活動だと考えております。

3つ目の柱は、部落差別の実態に係る調査であります。本町では、平成28年度に南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす基本実施計画を改定し、重点項目の一つとして町民意識調査と実態調査の実施を位置づけております。県の動きとも連携しながら平成30年度の実施に向けて取り組みを進めてまいります。

お答えしてまいりましたように、昨年12月、現在もなお部落差別は存在すると明記された部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。部落差別はもとより、あらゆる差別のないまちづくりへ向け、町民の皆様お一人お一人の御理解と御協力、できることからの一步をこの場からお訴えし、答弁とさせていただきます。

次に、働き方についての御質問でございます。

国が推進しております働き方改革においての同一労働同一賃金、民間企業に限定するものではなくて、公務員も含めて適用されます。平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用に関する制度の明確化と、労働者性が高い非常勤職員にあっては期末手当の給付に関する規定が整備されたところでございます。この改正法の施行は平成32年4月1日となっておりますので、南部町としてもこの改正法に則した条例、規則の改正を行い、適正な非常勤職員等の任用を努めてまいります。

南部町の正規職員と非正規職員の比率ですが、西伯病院を除く正規職員数は6月1日現在で123名となっております。週38時間勤務の非正規職員は53名であり、これは週に5日程度勤務されている非常勤職員の人数ですので、全体に占める割合は30.1%、これに臨時職員13名を加えますと34.9%となります。国の補助事業による雇用や育児休業等の代替職員も含めますので、この比率については年度により変動がございます。

なお、広報なんぶ5月号において、南部町職員構成表を掲載いたしております。掲載されております非常勤職員数は、考え方として原則週20時間以上の者としておりますが、正規職員が配置されていなくても部局があれば、仮に当該時間数未満であっても掲載しておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、職員の残業の実施についての状況ですが、平成28年度実績において、時間外勤務時間数は4,515時間、勤務に従事した職員数が81名であり、1人当たり約55.7時間、月平均しますと4.6時間の時間外勤務となります。課別で見ますと、1人当たりの年間勤務時間外勤務が

最も多い課で113時間、月平均9.4時間となります。平成28年度には参議院議員選挙及び町長、町議会議員選挙事務がありましたので、全ての課において例年と比較して時間外勤務の時間数は増加しています。職場全体の月平均と最も時間外勤務の多い課での月平均に2倍程度の差がありますが、これは課の人員構成や突発的な災害等によって増加したものと考えられますので、現状において、限定された課に過重な負担はかかっていないものと考えております。今後も職員の仕事実態の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでまいります。

もう1点、里地里山についての御質問にお答えいたします。

里地里山の定義はどのように考えてるのかとの御質問でございますが、里地里山とは、森林や川、農地などの豊かな自然環境と人々の暮らしが密接にかかわりながら維持された、自然と暮らしが調和した地域を指すのだと考えます。南部町は、自然の恵みと人間の生活が調和し、豊かな生態系が育まれていることが評価されたものと考えております。

次に、5年後、10年後、さらに20年後をどのような姿を想定してるのかとの御質問でございます。里地里山の指定を受けた南部町の姿を、未来にわたり子供たちの世代へ伝えていかなければなりません。そのためには、一定の人口を維持し、農林業が続かなければならないと考えます。そのための対策を練っていくことが必要であると強く感じております。

次に、里地里山の農村文化を継承していく担い手づくりはどのように考えてるのかとの御質問でございます。山間地の農地を初め、果樹、林業につきましても後継者不足が顕著であり、高齢化問題とあわせて頭を悩ませる問題であると思っています。このような中でどうすればよいのか、農地をいかに将来引き継いでいくのか、農業をいかに継承していくのか、解決に向けた取り組みは、集落営農組織のような地域住民の総意で克服していかなければならないと考えています。地域振興協議会とも連携を密にし情報提供していきながら、集落のリーダーの育成や経営支援をしていきたいと考えております。町はもとより集落や地域を挙げて話し合うことが特に重要であり、その過程で必ず地域の活性化につながるものがあると考えますので、まずは話し合いと人材づくりを進めていきたい、このように考えています。

残りました課題につきましては、教育長のほうから御説明申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教職員の労働実態について御質問をいただきました。要旨は、いわゆる教職員の時間外勤務の現状であります。その点からお答えをさせていただきます。

県教育委員会は、教職員の勤務実態把握の観点から、昨年9月、1カ月間の公立小・中学校全教職員の時間外勤務の現状調査をいたしております。調査結果につきましては新聞報道もされた

わけでありませんが、1カ月の平均時間は小学校で約50時間、中学校では約60時間でありました。本町では、小学校が約44時間で6時間余り少ない現状にありました。一方、中学校では約75時間でしたので、県平均を15時間余り上回っております。特に中学校においては、教職員の4分の1に当たる9名の教員が月100時間を超えており、校長の管理監督のあり方が問われかねない現状にあると認識をいたしております。

本町では、教職員の多忙化問題を踏まえ、5年前より各学校のあけ閉め時刻やその者を月単位でチェックをし、校長会を通じて時間外勤務に対する教職員の意識改革や適正な事務分掌について指導をしてまいりました。詳細な説明は省かせていただきますが、こうしたことを継続してきたことによって、小学校においては一定の改善が確認できており、先ほど申し上げたような結果につながっているのではないかと受けとめております。

誤解があってはいけませんので、時間外勤務の実態をもう少し丁寧にお話しておきます。平均時間数は先ほどお答えをしたとおりであります。全員がそれだけの時間、毎日超過勤務をしているというわけではありません。どちらかといえば、ある限られた教職員の勤務実態が数値を押し上げている現状があると考えております。中学校においては、部活動に熱心な教師や生徒指導の担当教員が多くなりがちであります。また、小・中学校に共通して言えることは、それなりの立場にある中核教員や経験年数の浅い若手教員が遅くなりがちであります。課題だと思っておりますことは、分掌事務の量にかかわらず、時間観念が極めて薄弱な教職員が一定程度いるという現実であります。退庁時刻が22時、23時を超える日が少なくなく、日によっては翌日になる者もおりますが、いずれもある限られた教員であると言わざるを得ません。また、この学校あけ閉めチェックにより、小中ともに年間を通じて週末に学校があかない日がほとんどないことも見えてまいりました。特に中学校では、部活動のあり方が教職員の負担感につながっていることは別の調査でも明らかであります。今年度より両中学校ともに毎週水曜日を部活動休養日といたしました。部活動そのものを外部に委ねられないか、こういった点についても研究を始めたところでもあります。小手先の見直しでは対処できない現場の実態を感じております。学校というある種特異な職場環境であることを加味しても、なお一層の校内での業務改善や勤務に対する教職員の意識改革が必要であると認識をしています。

働き方改革が社会の大きな課題となりつつある今日、教職員の意識改革は喫緊の課題であります。学校の多忙化の原因は極めて多様であり、現場の責任でないことも数多くあると考えますが、一方で、多忙感や多忙化につながっている日々の業務や会合、研修等を意識的に見直す努力や学校マネジメント改革等、学校独特の風土に風穴をあけていく実行力も現場教職員には求められて

いると考えています。県教育委員会が進めております業務改善の取り組みとも連動しながら、多忙感、多忙化の解消、勤務時間の縮減に教育行政としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君の再質問を許します。

長東博信君。

○議員（４番 長東 博信君） ただいまの種々の答弁、ありがとうございます。再度伺わせていただきたいことがありますので、よろしく願いをいたします。

まず、法律の地方行政及び関係機関との認識の共有でございますけれども、西部地区では西部地区人権・同和教育振興会議なるものが設置されておりますので、ここで認識及び施策の共有化、こういうことは図れる体制にありますけれども、中部や東部がどういうぐあいになってるのか、県レベルでの共有化はできるのだろうか、どうだろうかというのでありますね、この辺、御承知であればお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今の議員さんおっしゃられますように西部地区は振興会議なるものがありまして、行政、高等学校も含めた教育関係、運動団体の皆さん方ということで、さまざまな連携をとりながら施策を進めております。中部、東部にはこの組織はないというような現状であります。したがって、御指摘の点については県の教育委員会のほうで、私が県の教育の方向性を言うわけではありませんけれども、恐らく何らかの場面を通じまして、このことについて研究がされていくものだろうというぐあいに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（４番 長東 博信君） 共有化の幅ですね、取り組みの幅、これらを広げていくという意味においては、やはり、私の希望ですけれども、南部町から働きかけていただいて先ほどの振興会議に、実は私は思ってるんです、常々思ってるんですが、隣保館の担当者や有識者、それから専門家などを加えていただいて、これが連絡協議会のような形になればいいなというふうに思っています。こんな感じでぜひできたらいいなと思っております。ぜひこの辺を検討、働きかけをやっていただけるとありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。議員さんのおっしゃられるお気持ちといたしまして、そういうものは理解をいたしております。現在のスタッフといたしまして、構成員の中で、行政関係の研修であったり、あるいはPTA関係者への研修であったり、さらには教職員

の研修会であったり、こうした事業を取り組んでおります。このたびの法律制定を受けまして、この組織のあり方について皆さん方と議論をしながら、またそういう点についても意見交換を試みたいと、そういう提案については進めていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 長東です。ありがとうございます。

次に、個別のことについて再度お伺いをしたいと思います。

相談体制の充実ということで、先ほど町長からいろいろ御答弁をいただきました。いろんな自治体によって、事情が各地域によって違うだろうというのは当然だと思いますけれども、基本は実は同じだろうというふうに私は思っています。そこでですが、例えば相談体制の充実という意味において、県下一斉に、相談員さんというのがおられますけれども、相談、その研修会を開催されたらどうか。例えばいろんな基本的な項目があるわけですが、各地域によって偏重しているわけですね。だからいま一度この法律ができたそのことによって、やはり姿勢を正すというわけじゃないですけれども、いま一度この相談のことについて研修会、こういうのをやられたらどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。木曜日でしたか、西部地区の同和対策協議会というものに私も委員として参加しておりまして、その席でもこの相談員の問題が出ました。多様な問題があって、極めて個人的な方へ、自分は実はあのときに差別を受けたとかですね、こういう問題についてはなかなかこの地域の中では表に出せない時代になってきているなという意見が、この前そこでもあったところでございます。時代とともにその相談内容や課題も変わってきておろうと思いますし、今、私の所属しますこの部門でお声をかけてそういう研修会ができるのか、または教育委員会が所属していますそういう部門でやるべきなのか、検討はしながらも多様なところでそういう勉強会というのは必要だろうと思いますので、もし現在そういうのが積極的にやられてないのであれば、県西部単位ぐらいでやっていただくということは声かけはしてみたいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 長東です。ぜひ声かけをしていただければありがたいなと思います。

それで、実は相談員への相談というのが、地区によって話しづらいというのをちょっと伺っております。これを充実させるために、各地区にといいですか、その人員増加するようなお考えは

ないでしょうかね。話しづらいうちゅうのが実は根底にあって、相談したいんだけど話せないというのが切実な、先ほど町長も表面に出したくないというのは多分その辺から来てるのかなという気はしますが、他町村においては全地区におられます。南部町だけが兼任ということですのでね、この辺についてお聞かせいただくとありがたいなと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 長束議員に今お聞きしましたことは、私も聞いております。ただ、直接人件費にかかわる大きなお金の動く問題でございますので、私の町長の一存だけでできる問題ではございませんで、いろいろな多様な御意見も聞きながら実態を調査すると、このような答弁で御勘弁いただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） そうしますと、2つ目の必要な教育、啓発の実施でございますけれども、行政職員がどのように周知しておられるのか不明でございますけれども、法律そのものは長いものではございませんので、まず職員の周知徹底という観点から、朝礼時に読み合わせみたいなことをされたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。法律自体は第6条までしかございません。紙、このA4、1枚に入りますので、ゆっくり読んでも5分程度だと思います。行政の各課、それから出先機関でもあわせて実施していただくと、取り組みの幅が一層深さを増すかなというふうに思っています。もう既に取り組んでおられたら、その辺の状況もあわせてお聞かせいただくとありがたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員のおっしゃることもよくわかりませんが、この今回の部落差別解消法の考え方としては、障がい者、障がい差別の防止に関する法律ができております。それからヘイトスピーチの問題に関する防止、それとこの部落差別というものは3本立てだというぐあいに私は認識しております。したがって、部落差別ばかりのことではなくて、全てこの3つについて行政職員は少なくとも十分な認識は必要だろうと、このように思いますので、総務課で研修だとか何らかの研修とあわせてだとか人権研修も含めて、ぜひこの3つの法律についての周知徹底を図りたいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） ありがとうございます。ぜひ研修で広めていただきたいと思っております。

もう一つ、学校教育の中で若い先生方の同和教育に関する理解、これが十分ではないのではな

いかというような御意見も一部ございます。これについては適切な対応をお願いしたいなと思っております。また、南部町では人権会議を設置してさまざまな取り組みを、先ほど町長からも御答弁ありました、法律制定を絶好の機会と捉えて、講習会、研修会、追加的な活動を、積極的となるように期待をしております。ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

そこで、部落差別をなくす基本計画、平成28年から32年までの実は3年、4年か、これは、実はその前に15カ年の取り組みがございますが、その最終期間ということでございまして、法律制定されたことでの追加対応、こういうことも入れ込んでいただくと非常にありがたいというふうに思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それからもう1点、同和問題等に関する差別事象に対しての対応マニュアルというのが新しくこのたび制定されておられますが、職員の対応はもとより、行政関係ですね、出先機関、どこに電話等の問い合わせがあるかもしれません。そういう対応する必要があるというふうに考えますので、しっかりとこの辺を研修していただいて対応がとれるように、ぜひお願いをしていただきたいということです。このあたりについては計画的には入ってますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。先ほど今、対応マニュアルの関係で御質問いただいております。教育委員会のほうでも出先機関たくさんありますし、施設のほうを指定管理者にもお願いをしてる施設もあります。その辺で、やはり指定管理者の方にも毎年最低1回はそういう対応マニュアルに基づいてのきちっとした研修、対応を、誰がかわってでも同じような対応ができるような格好にお願いをしておりますので、引き続き指定管理者、あと出先の関係も同じような体制で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。先ほど申されました研修なんですが、ことしの8月の下旬には予定しております、職員に研修する予定でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 3つ目の部落差別の実態に係る調査ですが、12月の定例会でも質問しましたけれども、差別に関する意識、これが一般地区においても必要ではないかなというふうに考えております。町長からも答弁がありましたように、定点観測というようなことも考慮に入れたものとしていただくと非常にありがたいなと思っております。

また、前回の実態調査、平成23年ですかね、これですが、このときの結果では、実態調査で

は、差別体験者が39.5%、その前の実態調査よりも2.5%悪化しておいた実態がありました。したがって、この差別の実態を明らかにすべきではないかなというふうに私は考えております。すなわち、どのような差別を受けたのか、匿名で差別の内容を聞き取りをして、項目ごとにまとめて今後に生かせるようにすべきと考えております。実態調査については、先ほど平成30年に向けて実施をするというお答えをいただきました。この辺につきましてもぜひ県のほうとあわせて、地区ばかりじゃなくて一般地区の方も、実際にそういう被害といいますか、差別を受けておられるというのを聞き取っておりますので、ぜひその辺も考慮に入れていただくとありがたいなというふうに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。先ほど申しました先週の木曜日のその会議で、実態調査いつするのかということをお県の担当者にも問いかけましたけれども、もう少し整理をしたい。いわゆる国が言い出してきておりますので、国と歩調を合わせて全国規模でこういう傾向があるということをするときに、県としてはその方向を同じものにしておきたいという思いもあるようでございます。町としましては、とにかく30年度にはしなくちゃいけないので急いでくれというぐあいに申し添えておりました。そういう状況もあるということをお含みいただきながら、必要だと思っておりますので、ぜひ前向きに進めたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 次に、働き方についてでございます。

先ほどいろいろ御回答をいただきまして、比率ですね、正職員が123名、それから非正規の方が53名、プラスアルファで13名ということでございます。この比率が、私ちょっとわからないので教えてほしいんですが、こういうのはあるべき姿なのかどうか、何か決め事でもあるのかなというふうに思っていますが、本来は全ての職員が正規であるべきだろうというふうに思いますが、そうもいかない事情だろうと思いますが、であるならば、処遇の改善につながる制度、このたび何か提案、議会に議案として上がっておりますが、処遇の改善につながる制度、こういうようなものに設定できないか、私はぜひ設定していただきたいなと思っておりますが、5年間働いても、あるいはそれ以上の経験があっても同じ給料の人、それから5年間を過ぎるとまた3種から1種に下がると、こういうような、このたび、保育士さんですね、この春に処遇改善されましたけれども、水平展開でどの職種でも適用されるべきではないかなというふうに思ったりしております。この辺についていかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。特に非常勤職員の処遇改善につきましては、3月議会で一般職の非常勤職員の報酬改正を行ったところであり、また、さらに本議会におきまして特別職の非常勤職員の改定も予定して、既に上程しております。それから3月議会におきまして、一定の条件下の非常勤職員について、育休についてもとれるように条例改正したところでございます。以上のように処遇改善を図っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） もう1点、ちょっと聞きたいんですが、この非正規職員から正規職員、あるいはこういう約束があるかどうかわかりませんが、準職員みたいなものは、こういう登用というんですか、採用というんですか、そういう方策はないのかな、どうなのかなという気がしてまして、その辺を聞かせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。非常勤職員等を正規職員にできるかどうかという御質問でしょうか。これは法律上、規定がないことを申し添えておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 長束です。大変ありがとうございました。

そうすると、処遇の改善しかないということでございますね、そういう意味でいうと。条例改定して非正規職員の処遇を改善していくと、こういう手法しかないということでございますね。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 非正規職員を正規職員にということですが、非正規職員の方が公務員試験を受けられて正規職員になることは可能であります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 長束です。次に、職員の残業の実態、この辺を、いろいろございましたけれども、いろんなばらつきがあろうかと思いますが、ぜひ平準化、あるいは土日イベントが多い職場とかこういうところは代休がとりづらいたらうと思います。代休取得時に代替の職員がその職務を消化できるように、できるだけやっていただきたいなと思っております。また、担当の職場の仕事の負荷が、もうその課の皆さんの共有化されてるかどうか、共通認識っていいですかね、いわゆる本人がハウレンソウみたいな、報告、連絡、相談みたいな、そういう仕組みが、仕組みっちゃうか、日常の動きがそういうふうになってなければ、ぜひそういうふうにしていただきたいなと思っておりますので、仕事に要するに一人で抱え込まずに楽しくできるように、私がいなくてもあの人をお願いしとけばできるかな、100%できなくても3割ぐらいやっても

らっても十分助かるわけですから、そのようなことが皆さんそのチームの中で協力できてやっていただけたらいいなというふうに思います。ぜひ御検討いただきたいと思っています。

それから、先ほど教職員の労働実態についてお聞かせいただきました。大変苛酷な、一部の方という御説明がございましたけれども、この辺をふだんから改善していただけたらなというふうに思っています。学校の先生は、どこまでが仕事でどこまでが残業かそうでないかというのがわかりづらいだろうと思いますが、これが改善されて、先生本来の一人一人の生徒や児童に向き合っただけでこその先生だろうと思っています。先生の一言や先生の助言で生徒の将来にいわゆる結びつく心というのですか、養われることを思えると、先生のそうした精神的な余裕といいますか、ゆとりといいますか、子供たちに向き合える状態を、とって大事なんではないかなと、そういう心が大事だなというふうに思っていますので、焦らず一つずつ改善していただきたいなと思っています。ぜひお願いをしたいと思っています。狙いとするのは、その改善が進んで、先生同士が互いに気軽に相談し合えて働きやすい楽しい職場になって、それができていくと、子供たちにさらに寄り添って一緒に学校生活を過ごせる、これが一番ではないかなというふうに思うので、ぜひこの辺の改善を進めていただけたらと思っています。

時間が余りありませんので、すいません、最後の3点目の里地里山ですが、私は、今現在農業をやっておられる、山もそうですけれども、その方たちが何年続けられるかということをお考えますと、今のうちに伝承できることはやっておかないといけないなというふうに感じております。けさ方からたくさんお話がありました。営農集団あるいは法人化、こういうお話ありましたが、これも、この限界があるというふうに私は思っております。そういう組織は、広い場所やあるいは固まってる農地だとか条件の割といいところが取り組みやすいんですけども、なぜかいうと大きい機械が入ったりします。ところが、大きい機械が入りづらいところ、狭い田んぼ、山合いの田んぼ、細い田んぼ、こういうところは敬遠されております。したがって、こういうところはどんどん耕作されていかない、そういう傾向にあります。そして荒れていっております。その周囲のあぜやけた、そして小川、水が入ってる。そういうところも当然荒れていきます。私はね、20年後、5年ぐらいはわかりませんが、20年後には、現在の耕作放棄地、これが倍以上になるんじゃないかなというふうに危惧をしております。いや、もっとふえるかもしれませんね。いわゆる里地里山の景観が崩れていく、こういうことです。田んぼの今現在平地でも耕作放棄地が発生しているような状況ですから、当然周囲の山も人の手が入らなくて荒れるがままの状態が進んでいく、こういうのが見えてきます。

そこで、どうやって農山村文化の営みを伝承、継承していくんだらうかというふうに考えるん

ですが、一つの案としまして、各地でいろいろやられてもいますが、農業の体験というのを保育園のときから、保、小、中、高校生でそれぞれ内容の違う目的を持って継続的に体験してもらおう。私が勝手に言ってるんですけど、名づけて南部里地里山農学校なるものをつくって、ここで体験してもらおう。この学校には、山合いの狭い田んぼ、それから山の手が入っていないところ、竹の生え放題、こういうところを実習体験に使用して、いいところはたくさん登録されておりまして、年間を通じて実習体験を作業をしていただく。土づくりから収穫までをやり通す実習作業です。当然、肥料や消毒、草刈り、これらも体験してもらいます。この中で、これをやる上において、里地里山はどうやって形成されてきたのか子供たちの年代とともに理解が進むように、そして将来の担い手につながっていかないかなというふうに私は思うようなところでございます。子供のときに体験したことは、皆さんも御承知だと思いますが、一生忘れません。やり方などは地元専門農家や農業指導員、こういう指導のほかに、今現在いろいろやっておられますコミュニティースクールなどとの連携もしていただいて、そういうこともやられたらいいのかなというふうに思っております。

もう1点、農業の専門家や経済界、学者などの知恵をいただいて、山合いの田んぼでも十分に米以外の作物で収入金額の見込めるものがないかです。例えば最近でいうと、何かようわかりませんが、珍しいパプリカなんかがあるようでございますけど、パプリカだとか、最近はやりのズッキーニっていうのが何かはやってるようですが、サツマイモも何か違ったサツマイモもありますね。こういうような、その他たくさんあると思いますけど、こういうようなものの栽培なんかですね。そして、それらを生産する起業する人の発掘、これが大変だろうと思いますけども、場所があって、つくれるものがある、売れるもの、これがあれば生産は可能でございますから、起業する人が出てくるんじゃないかなというふうに思ったりもしております。これをどうやってやっていこうかというのを、里地里山起業研究会みたいなものをつくってやっていきゃいいかなと思ってます。今、里山デザイン機構ですか、そこなんかとタイアップしてもいいのかなと思ったりもしております。

拙い案でございますけれども、どうでしょうかということ。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。昔「限界集落株式会社」という小説がありましたけれども、まさにさっき言われた話を聞いて思い出しました。私は同様に、そういう多様な農業の営み方によって、私はまだまだ可能性はあると思います。そういうことをしないと間違いなく集落も減びますし、地域が減んでいく。そのことをどうやって皆様と危機を共有してアイデアをお

互いに話し合うのかっていうところが、急がなくちゃいけないところだろうなと思っています。むら・まち何とかという事業を今、振興協議会が、南さいはくがやってますし、賀野の振興協議会もやっているとありますが、米子の皆さんを集めてイベントをやって楽しかったねではなくて、小さな田んぼの中で、そこを使って何が食べたいのかという町の人たちのニーズに合ったものをやはりこっちもつくらなくちゃいけないと。残念ながら、南部町でつくっているお米の品種なんて3種類ぐらいなものだったんです。全国の中には何百種類というお米があるでしょうし、その中のほんの一部しかやはり今までの流通上の中でつくらなかつたし、つくれなかつたし、つくろうという気もなかつたわけですし、まだまだそういうところに新たな展開があると思うんです。今言われました消費者たちは、スーパーで多様な野菜を食べておられると思います。それがもう顔の見える範囲で、あの人がつくった野菜が、自分のためにつくってくれたというのであれば、やはり一定のお金をいただいてそれに応える。それがやはり町と村との交流ではないかなと、このように思っています。

そういうことをぜひ一つ一つの集落の皆さんと話し合いたいんですけど、なかなか体も身もちませんので、ぜひとも一定の振興協議会等の皆さんと集まる機会をぜひとも早急つくりまして、そういう話をしながら、またアイデアを持ち寄りながら、将来にわたって集落やこの里地里山が続きますように最大の努力をしていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） ありがとうございます。

町長も今言われました。何もしなければやっぱり里地里山は、初めに述べましたように崩壊してまいります。里地里山に指定していただいたわけですから、これを維持、継続していくためにも、その施策と、私が思っているのは経済的なやっぱり裏づけが要るだろうというふうに思っております。

ここで、ぜひ町長に汗かいてほしいのは、県及び国、ここに指定を受けた、南部町ばかりじゃなくてほかにもたくさんあるわけですから、ほかの自治体さんとも協力していただいて、もうぜひこの予算要望していただいて、こういう施策にこういうものを使いたいんだというやっぱり活動が活発にできるように働きかけを、対外折衝を町長にさせていただきたいなというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） そういうネットワークもとても大事だと思います。私が一番焦っておりますのは、1年に1歳ずつ皆さんが年をとっていきますので、一日も早く地域の中で、地域は捨

てたもんじゃないということ、どうやって人を動かさせてお金にしていけるのかということ、やはり残念ながらお金がなければ地域は維持できません。蛍がきれいだったねでは蛍は守れないと思いますし、オオサンショウウオがすごいねでは地域は守れないと思うわけです。先日来たインドの富裕層の話をしましたけども、南部町ではそれだけのすばらしい財産があると。富裕層はお金を使ってでも南部町に来たいという状態をつくれるかどうかだと思いますね。お金をどうやって落とさせていくのか。蛍を見に来た人たちがどうやってお金を落としてくれるようにするのか。そういう仕掛けと、やはり農業や林業という一番大きな基盤というものを捨ててはなりませんので、そういうことをどうやって継続させていくのか、知恵も絞りたいですし、もしそういうネットワークができるのであれば、ぜひそちらのほうにも汗を流したいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） ありがとうございます。ぜひ町長に頑張っていたいただきたい、汗かいていただきたいと。

それともう一つ、里地里山とは直接関係ないかもしれませんが、関連で、町道の草刈りでございます。いろいろ今お願いをしておりますけれども、地元の集落の方たちがやっておられるんですけども、とっても高齢化されて、刈る長さが長い、場所が大変というようなことで、そこでちょっと私が勝手に考えたんですけども、自衛消防団による草刈り応援隊、こういうのをつくったらどうかと思って。ボランティアが一番望ましいんですけど、これだと多分参加が非常に少ない。そこでやっぱり手当を出して町内全域の草刈りを実施する計画、この里地里山にかけて、里地里山の景観を守る定め、こんなようなことを、さらにつくってやったらどんなもんかなというふうに私は思ったりしてます。何かきっかけが欲しいなと思ってます。どこでも年寄りが頑張ってるんです。大変なんですよ、ちょっとやればいいんですけど、たあ、長いですよ、あの町道の間。非常にそれを見て大変だというふうに気がつきましたので、ここにちょっと加えさせていただきました。どうでしょうかね。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。町道の草刈りににつきましては、町道林道作業員で行っているところもございますし、それからふれあいサポート事業ということで燃料支給と除草委託ということで行っておりますが、このふれあいサポートにつきましては、ちょっと制度の充実だとか見直しだとかということが行政要望を通じて届いておりますし、少し見直しをしていくべき時期になってきているのかな、それは集落の高齢化に伴って作業をする方が大変負担になってきているということがありますので、そういう行政要望にお応えする形での見直しというのを前向

きに考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 終わりです。いいですか。（発言する者あり）

長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） すいません、時間がオーバーしそうでございます。最後に、まとめといいますか、時間がないので。

最初に戻りますけれども、部落差別解消法の制定、施行に伴い、認識共有と積極的な活動の推進において、南部町がその旗振り役をぜひともお願いをしたい、要望です。

それからまた、働く職場環境の改善には、日々改善、改革の目、働く人の目線を持って取り組んでいていただきたいなというふうに思っています。それが地域への波及効果となって、町からの働き方改革につながっていけばいいなというふうに考えます。

それから、里地里山の維持、継承には国の力強い後押しが必要だというふうに私は思いますので、町長には粘り強い交渉をぜひともお願いをしたい。

南部町に暮らす人たちを大切に、活気ある町となるように、そして安心な環境と暮らし、これをつないでいく、こういうまちづくりを目指していくことを確認して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で4番、長束博信君の質問を終わります。

自席に帰っていただきますように。

これもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日20日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願い申し上げます。

以上で終わりにいたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時45分散会
